

第3章 関西が目指す姿

近年は、ネット・ゼロ、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組への投資が国際的な潮流となっており、我が国も例外ではない。その中で関西地域は、都市、農山漁村、自然が適度に分散し、それぞれが比較的隣接していることから、多様なライフスタイルを選択できるとともに、それぞれの個性を活かしたより高度な社会システムを構築できる可能性を秘めている。

また、豊かな自然やこれらと融合した歴史・文化が存在するほか、環境関連産業が集積していることなどから、環境を経済社会活動の基盤として、環境・経済・社会の統合的向上を実現する地域循環共生圏を形成し、他の地域のモデルとなる持続可能な社会を実現するポテンシャルを秘めている。加えて、大阪・関西万博の開催地となった関西という大きな地域として、地域環境だけでなく地球環境も視野に入れた取組の推進が期待されている。これらはSDGsにおいて掲げられた理念である、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現にも通じるものであることから、本計画ではSDGsやネイチャーポジティブの目標年である2030年及びその先にあるネット・ゼロの目標年である2050年を見据え、その目標を第4期計画からさらに発展させ、次のとおりとする。

目標：地域環境・地球環境問題に対応し、
環境・経済・社会の統合的向上により、
ウェルビーイングを実感できる
持続可能な関西の実現

この目標の具体的な姿を「将来像」として次に示す。その将来像の中では、人間や動植物等が生存していくための基盤となる水・土壌・大気環境が良好な状態で維持され、安全・安心な環境に支えられた、多様で厚みのある歴史・文化資源を活かした魅力あるまちづくりが進んでいることを目指す。

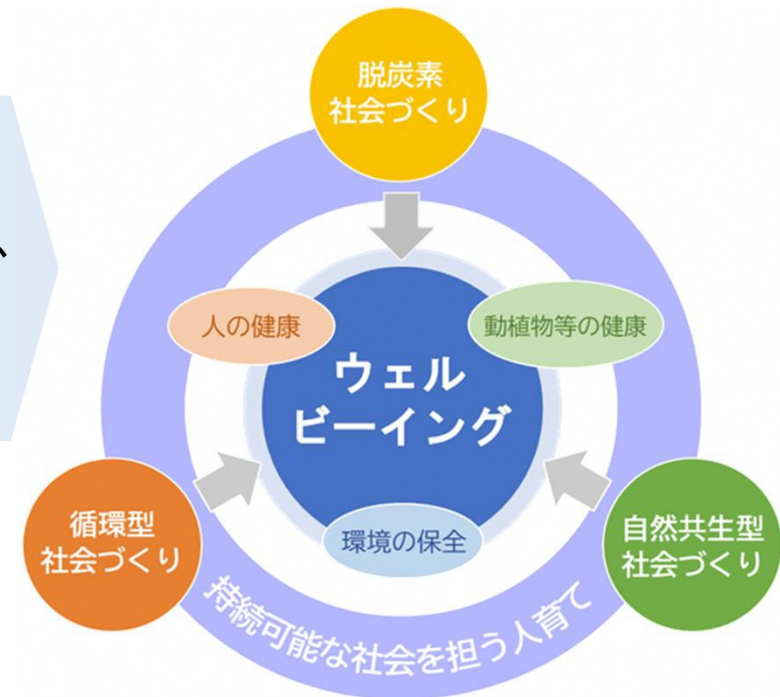


図3-1 すべての取組のつながりを意識し、ウェルビーイングの実現を目指す

《 将来像 》

■ 豊かな暮らしと元気な産業が実現された脱炭素社会

- ・ 2050年までに「関西脱炭素社会」が実現している。
- ・ 省エネ機器や環境負荷の少ない交通システムなどが普及、定着し、より少ないエネルギーで豊かさが実感できるライフスタイルが定着している。
- ・ 産業活動における脱炭素化・省エネルギー化が進み、環境関連産業などが成長し、経済活動に活力がみられる。
- ・ 関西の有する先進的な技術の牽引もあり、高性能で魅力ある省エネ・創エネ・蓄エネ製品の開発・普及が進み、再生可能エネルギーの導入・利用が進むなど、温室効果ガスの排出の少ない暮らしや産業が定着し、関西が世界の脱炭素社会のモデルとなっている。
- ・ 森林において、適切な間伐や植林の実施、針葉樹・広葉樹が混じった森づくりなどにより、二酸化炭素吸収源機能を十分発揮するとともに、ネット・ゼロな資源として地域の木材が積極的に利用されている。

■ 生物多様性が保全され、その恵みを身近に感じる自然共生型社会

- ・ 生物多様性と深く関わってきた地域独特の文化や景観が、世代を越えて受け継がれ、多様で豊かな自然の恵みを享受した人と自然の共生が実現している。
- ・ 上流の森林から下流の海域に至るまでの府県市域を越えた森・里・川・海のつながりの中で生物多様性が保全され、関西全体の生態系が保全されている。

■ すべてのものを資源と考える循環型社会

- ・ “もの”を大切に長く使うライフスタイルが定着している。
- ・ 使い捨ての製品等の使用を減らし、ごみとなるものが大幅に削減されている。
- ・ 生産段階から省資源化、再利用、再資源化を前提に設計され、不要となった“もの”が再び資源として循環的に利用される仕組みが経済的に成り立っている。

■ 持続可能な社会を担う多様な人材の充実

- ・ 住民、企業、NP0等の各種団体や研究機関、教育機関、行政等が情報共有し、連携して行う環境学習や各地域での環境保全活動、暮らしの中での実践が活発に行われている。
- ・ 豊富な地域資源や先進的な環境保全活動等の蓄積を関西全体で共有・活用し、地域レベルから地球レベルまで総合的な視野を持った多様な人材が環境先進地域「関西」を担っている。
- ・ 持続可能な社会に向けて、大人から子供まで様々な世代が、普段から自然と関わり、環境課題を自分事として捉え、継続的な環境学習を通して得た知識や経験等を活かして多様な形で環境保全活動に参画している。

目標である「地域環境・地球環境問題に対応し、環境・経済・社会の統合的向上により、ウェルビーイングを実感できる持続可能な関西の実現」に向け、「脱炭素社会づくり」「自然共生型社会づくり」「循環型社会づくり」「持続可能な社会を担う人育て」の4つの分野について、第3章「関西が目指す姿」に示した4つの将来像を実現する上で解決すべき広域的な環境の課題に対し、分野間で連携しながら施策を展開していく。

施策の展開に当たっては、大阪・関西万博で触れた世界各国の英知や、官民連携での取組、社会の潮流を柔軟に取り入れることを意識し、構成府県市の実状を踏まえ役割分担しつつ、関西広域連合で取り組むべき次の3つの視点で展開することとする。

視点1 スケールメリットの活用

- 構成府県市が個別または単独で実施するよりも、関西広域連合が実施することがより効果的・効率的である施策あるいは構成府県市域を越える地域で実施することが必要な施策

例) 府県域を越えて移動するカワウの生息動向・被害状況調査は、関西広域連合で実施することで、より詳細で正確な調査を行うことができる。

視点2 方向性の提示

- 構成府県市が各々の実状を踏まえて行う取組の基礎となり、関西広域連合全体で統一感を持って取組を実施することで、より効果を高めることができる施策

例) 「関西脱炭素アクション」などの啓発活動に用いるポスター類を全構成府県市統一のデザインにすれば、人々が目にする機会が多くなり、より強く意識付けることができる。

視点3 優良事例の波及

- 構成府県市の優良事例を、関西広域連合が各構成府県市に波及させることで、関西全体の底上げを図ることができる施策

例) 「関西脱炭素フォーラム」等のイベントで優良事例を報告することや優良事例を取りまとめた事例集等を作成すること、またインターネット等を活用して情報共有することで、構成府県市の行政関係者だけでなく、企業、NPO、大学等、多様な主体に優良事例を波及することができる。

(1) 脱炭素社会づくり（地球温暖化対策）



(SDGsとの関係)

2050年までの脱炭素社会を目指して温室効果ガスの排出の削減等を推進することは、主としてSDGsの目標13の「気候変動に具体的な対策を」講じることにつながり、また再生可能エネルギーを適切に導入することは、目標7の「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」することにつながるものである。

(取組の方向性)

○関西脱炭素社会実現に向けた取組の推進

- ・ 関西広域連合のスケールメリットを活かし、夏及び冬のエコスタイルや省エネ家電への買い替え等、構成府県市等と連携した省エネ・節電の呼びかけを行うとともに、大阪・関西万博における取組をレガシーとして継承すべく、行動変容を促す取組を推進する。
- ・ 構成府県市内で実施されている取組事例等の共有や発信を進めるとともに、地域で地球温暖化防止や再生可能エネルギーの導入等に取り組む住民や企業、団体等が一堂に会して事業発表や交流を行う関西脱炭素フォーラムの開催等により構成府県市の枠を超えて優良事例を関西全体に広め、実践行動を促していく。特に、関西の中小企業の脱炭素経営の推進に向け、関西に拠点を置く企業が有するサプライチェーンのネットワークとの連携を図ることで、脱炭素経営のノウハウ・情報の共有や各構成府県市による支援策の更なる活用を促進する。
- ・ あわせて、関西全体の脱炭素に関する取組の推進期間を設定するとともに、期間中に関西圏で開催される脱炭素に関するイベント等と連携することで、関西脱炭素社会の実現に向けた気運を醸成していく。
- ・ 太陽光をはじめ小水力やバイオマス等地域の未利用資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に関する構成府県市や全国の施策、先進事例等に関する情報の共有を進めるとともに、再生可能エネルギーの普及に向け課題について有識者等から知見を得ることで、構成府県市の取組を後押ししていく。
- ・ 構成府県市で実施している再生可能エネルギーの導入促進や次世代自動車（EV、PHV、FCV）に関する先進事例等の情報を発信する。



図4-1 KANSAI脱炭素months シンボルマーク

(2) 自然共生型社会づくり（生物多様性の保全）



(SDGsとの関係)

生物多様性の保全は、SDGsの目標14の「海の豊かさを守る」こと、目標15の「陸の豊かさを守る」ことを中心に、目標11の「住み続けられるまちづくり」等にも関連する。

(取組の方向性)

○生物多様性の保全と持続可能な利用の推進

- ・2030年までに陸域、内陸水域、海域の30%以上を保全するとのターゲット（30by30目標）を含む、生物多様性に係る世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略2023-2030」の目標達成に資する取組を推進する。
- ・構成府県市や民間団体等の各主体を対象とした取組により、関西の活かしたい自然エリアの一層の活用と発信を通じ、生物多様性の保全と持続可能な活用を図る。
- ・取組主体の増加及び自然共生サイト等の保全エリアの更なる拡大に向け、関西の活かしたい自然エリアに関する活動を通じて得られた知見等を各構成府県市へフィードバックする。
- ・外来生物対策等における広域連携の可能性を検討し、対策につなげる。

○関西地域カワウ広域管理計画の推進

- ・関西地域全体のカワウ被害を総合的かつ効率的に減らすことを目的に、カワウの広域的な移動状況や生息動向、被害状況などを調査し、被害地域への専門家派遣等の取組により、構成府県市や被害地域の実情に応じた支援を行う。
- ・近年、カワウの生息数やねぐら・コロニーは増加傾向にあり、対策が困難な住宅地に隣接してねぐら・コロニーが形成される事例も見られるなど、対策の実施が難しい局面に入っていることを踏まえ、被害地域における新たな取組の提案等の支援も検討する。

○広域連携による鳥獣被害対策の推進

- ・ニホンジカや外来獣等による被害の低減に向け、対策の計画・実施・改善を支援するガイドライン等の作成や、行政職員及び捕獲事業の従事者等に対する人材育成などの支援を行う。
- ・広域に移動する野生鳥獣に関する課題について、構成府県市と情報を共有し、連携に努める。

第4章 施策の展開

(3) 循環型社会づくり（サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行）



（SDGsとの関係）

資源が有効に利用される循環型社会の形成を推進することは、主としてSDGsの目標12の「つくる責任、つかう責任」が果たされる社会につながることをはじめ、目標2の「飢餓をゼロ」にすること、目標13の「気候変動に具体的な対策を」、目標14の「海の豊かさを守ろう」などにも関連する。

（取組の方向性）

○3R等の統一取組の展開

- ・「関西プラスチックごみゼロ宣言」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」、「食品ロスの削減の推進に関する法律」を踏まえ、プラスチックごみや食品ロスの削減に向けて、住民、事業者、関係団体等多様な主体及び広域連合の他分野と連携・協力しながら、過剰包装やワンウェイプラスチックの削減など、関西全域で統一的な運動（ムーブメント）を展開する。
- ・国際的な課題となっているファッションロスの削減に向けて、ファッションロスの現状や削減への優良事例の収集、イベント等の開催を通じて情報発信を行うとともに、若者や事業者をはじめ、様々な主体と連携して、関西全域で統一・効果的な広報・啓発を行い、住民、事業者等の実践行動を促す。
- ・資源を廃棄しないことを前提とした経済システムであるサーキュラーエコノミーへの移行を進めるため、例えば小型家電の適切な再資源化など、「ごみを出さないライフスタイルへの転換」を1つのキーワードとして、構成府県市それぞれの取組が深化し、関西全体で相乗効果が発揮できるよう取組を一層推進する。

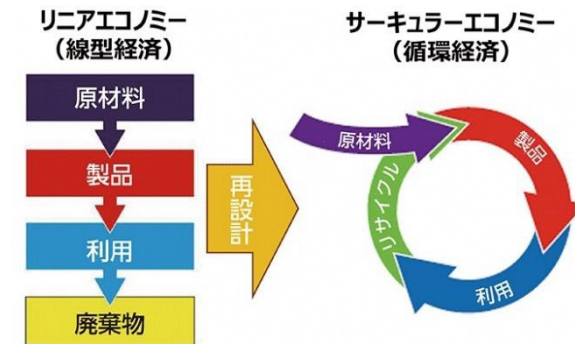


図4-2 サークュラーエコノミー
（環境省 令和3年版環境白書・循環型社会白書・
生物多様性白書より）



写真4-1 アップサイクルされた服

(4) 持続可能な社会を担う人育て（環境学習の推進）



（SDGsとの関係）

一人ひとりが持続可能な社会の基盤である環境について学び理解すること、また、持続可能な社会を担う人材を育成することは、SDGsの目標4の「質の高い教育をみんなに」、目標12の「つくる責任つかう責任」等の様々な目標を達成することにつながるものである。

（取組の方向性）

○人材育成施策の広域展開

- ・ 関西が持つ豊かな自然環境等を活用し、その地域ならではの体験を意識した交流型環境学習事業を実施することにより、府県市の区域を越えて環境や課題等に対する理解を深めるとともに、環境保全に必要な住民同士のつながりを形成するきっかけづくりを推進する。
- ・ 環境・経済・社会のつながりや課題の解決を目指した実践的な取組を意識するとともに、社会変革の担い手として重要な若い世代が参画できる環境学習事業を実施することで、持続可能な社会を担うために総合的な視野を持った多様な人材育成を推進し、関西全体で環境保全意識の向上を促す。
- ・ ICT（情報通信技術）等を活用しながら構成府県市の優れた取組を情報共有することで、関西全体で環境学習の推進及び向上を図る。
- ・ 「地球温暖化防止」「生物多様性の保全」「資源循環」の個別の分野について、研修会の実施や啓発資料により住民の理解を深める。また、地球温暖化防止の普及、鳥獣の捕獲や環境学習を担う専門的な人材の育成を図る。

(5) 分野横断的な取組

脱炭素社会の実現やプラスチック対策等の分野横断的な課題については、国等の動きを注視するとともに、関西広域連合の本部事務局及び関係分野事務局と必要な連携を図る。

本計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、実施事業については社会の関心や需要を取り入れながら設計し、その実施状況について、評価、見直しを行い、施策の継続的改善を図る。あわせて、各分野における各構成府県市の達成目標に向けた取組状況を把握し、必要な支援・後押しを行う。また、ウェルビーイング実現に向けた事業効果を測定するため、4つの分野の統合的な評価を試行する。

国の権限移譲についても継続的な検討を行うとともに、必要に応じて国や関係機関との連携を図る。

(1) 効率的な計画の進行管理

- ・ 広域環境保全局で、各事業の担当者会議を開催し、毎年度、計画に基づき実施される事業について、構成府県市で実施している事業との連携・役割分担の状況も踏まえながら、実施状況を把握し、取組実績のとりまとめを行う。
- ・ 各構成府県市の環境担当部局長等で構成される参与会議を開催し、とりまとめた取組実績を踏まえて、施策推進上の目標に対する事業の達成状況及び効果について、必要性、効率性、有効性等の観点から評価する。
- ・ 外部有識者等で構成する「関西広域環境保全計画に関する有識者会議」を設置し、事業の進捗状況への評価及び次年度以降の事業展開に関して、専門的な観点からの助言を得る。
- ・ 事業の評価結果については、ホームページ等を活用して公表するとともに、住民等からの意見を募集して施策の構築等に活用する。
- ・ 関西が目指す姿のうち本計画期間での対応が困難なものに対しては、有識者を交えた優良事例の調査研究や、取組の戦略を議論する等により、継続して新たな施策を検討し、計画のさらなる推進を図る。

(2) 関西広域連合による国への提案活動

- ・ 関西における広域的な課題解決等のため、関西広域連合では、国への施策・予算に対して提案活動を行っている。構成府県市による効果的・効率的な環境行政の実現を目指し、今後も積極的に国への提案活動を行っていく。

(3) 国、関係機関との連携

- ・ 持続可能な関西の実現に向けて、広域環境保全に向けた取組を進める上で、必要に応じて国、連携団体や構成府県市以外との連携を図る。

(掲載略)

※第4期計画から継続し、以下の情報を掲載予定。

- ・温室効果ガスの排出量の削減目標
- ・再生可能エネルギー導入促進に係る目標
- ・カワウ広域管理目標
- ・ニホンジカ管理目標
- ・一般廃棄物減量に係る目標

丹後地域半島振興計画の改定について

令和 7 年 9 月
総合政策環境部

1 趣旨

令和 7 年 3 月に半島振興法（以下「法」という。）が改正され、期限が 10 年間延長されたこと、また、今回の法改正で国が策定することとされた半島振興基本方針が 7 月に策定されたことを踏まえ、丹後地域半島振興計画（平成 28 年 2 月策定）の改定に向け検討中。

2 改定の概要

(1) 計画期間

計画策定から概ね 10 年間（令和 8 年 3 月～令和 18 年 3 月）

(2) 改定のポイント

○今回の法改正及び半島振興基本方針を踏まえた内容を追加

・計画期間、達成状況の評価等

○法目的に追記された「半島防災」や「地方創生」の推進に向けた内容を拡充

○丹後地域振興計画（令和 5～8 年度）など、関連計画を踏まえた内容に改定

3 今後のスケジュール

令和 7 年 9 月議会	概要報告
12 月議会	中間案報告 (パブコメ)
令和 8 年 2 月議会	計画案報告

京都府公立大学法人の第四期中期目標の策定（中間案）について

令和 7 年 9 月

総合政策環境部

1 趣旨について

中期目標は、地方独立行政法人法に基づき、京都府公立大学法人の設置団体の長である京都府知事が、同法人の達成すべき業務運営の目標を定め、これを同法人に対して指示するものであり、令和元年度に策定した第三期中期目標が今年度で終了するため、次期中期目標を策定するもの。

2 第四期中期目標の概要

（1）基本的な記載事項

- ・教育研究上の基本組織
- ・教育、研究、地域貢献、医療の質の向上に関する重要事項
- ・業務運営の改善等に関する事項
- ・財務内容の改善に関する事項
- ・教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- ・その他運営に関する重要事項

（2）新たに盛り込んだ主な内容

- ・系属高校などの取組を通じた地域産業を担う人材の育成
- ・DX等に対応できる人材の育成
- ・ドナルドマクドナルドハウス京都との連携などを通じた小児療養環境の充実
- ・北部キャンパスなどの取組を通じた地域医療を担う人材の育成
- ・人口減少や医療需要の変化を踏まえた附属病院の教育研究や診療体制の構築
- ・理事長を中心としたガバナンス体制の強化
- ・情報セキュリティ等に対するリスクマネジメントの強化

（3）計画期間

- ・6年間（令和8年度～令和13年度）※第三期中期目標 令和2年度～令和7年度

3 今後のスケジュール

令和7年9月 第四期中期目標 中間案報告
パブリックコメント実施
12月 第四期中期目標 議案提出

※ なお、議決後、公表するとともに、法人に対して中期目標に基づき、中期計画（詳細な活動方針や行動計画となるもの）の策定を指示

京都府公立大学法人第四期中期目標 (中間案)

京 都 府

目 次

はじめに	1
I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織	1
1 中期目標の期間	1
2 教育研究上の基本組織	1
II 教育・研究・地域貢献・医療の質の向上に関する重要事項	1
1 教育に関する目標	2
2 研究に関する目標	2
3 地域貢献に関する目標	3
4 医科大学附属病院及び附属北部医療センターに関する目標	3
III 業務運営の改善等に関する事項	4
1 業務運営に関する目標	4
2 人事管理に関する目標	4
3 効率的経営の推進に関する目標	4
IV 財務内容の改善に関する事項	4
収入・経費等に関する目標	5
V 教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項	5
自己点検・評価及び業務運営への反映等に関する目標	5
VI その他運営に関する重要事項	5
1 教育研究・診療施設の計画的整備に関する目標	5
2 コンプライアンスの徹底に関する目標	5
3 人権に関する目標	5
4 危機管理体制の確保に関する目標	5
5 環境への配慮に関する目標	5
6 大学支援組織の形成・拡充等に関する目標	5
別表	6

京都府公立大学法人第四期中期目標

はじめに

京都府が京都府立医科大学（以下「医科大学」という。）・京都府立大学（以下「府立大学」という。）を設置・管理する京都府公立大学法人を設立する目的は、京都府の知の拠点として、両大学の特色を活かした質の高い教育研究活動を通して、豊かな知性と幅広い教養、高い専門能力と倫理感を持った人材を育成するとともに、世界トップレベルの医療の提供や教育・研究の成果を府民や地域に還元し、府民の健康増進、福祉の向上、京都文化の発信や産業振興など、府民生活の向上、地域社会や国内外の発展に貢献することにある。

したがって、常に教育・研究・医療が社会に与える効果を検証しながら、府民の期待に応えていくことが公立大学としての存在意義であり、役割である。

平成20年度に京都府公立大学法人が設立され17年という年月が経過したが、その間、人口減少や少子化、働き方改革などが大きく進んだことにより、地方では医療をはじめとする様々な専門分野の人材不足が顕著になっているところであり、これからの京都を更なる発展に導いていくためには、その原動力となるより優れた人材の育成が求められるところである。

こうしたなか、京都府公立大学法人が、これまでの中期目標期間の成果を礎として、幅広い教養と豊かな人間性・倫理観と高い専門性、コミュニケーション力や実践力を兼ね備え、地域社会から国際社会まで幅広く活躍し、AIをはじめとするデジタル等の最先端技術を使いこなすことができる人材、そして、この京都、日本、ひいては世界を切り拓いていく志を持った人材を育成するとともに、理事長のトップマネジメントの下、多様なステークホルダーと協働し、急速に変化し続ける社会情勢や環境に対して臨機応変に対応できる大学運営に取り組むため、第四期中期目標を次のとおり定める。

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

令和8年4月1日から令和14年3月31日まで

2 教育研究上の基本組織

別表に記載する大学、学部、大学院等を置く。

II 教育・研究・地域貢献・医療の質の向上に関する重要事項

1 教育に関する目標

(1) 入学者選抜

大学の理念や人材育成方針に沿った優秀で多様な学生を受け入れるため、多面的な評価による入学者選抜や系属高校をはじめとする府内の高校との連携強化に取り組む。

(2) 教育の内容

少子高齢化という構造的な課題に加え、グローバル化の一層の進展など、目まぐるしく変化する社会経済情勢に臨機応変に対応するためには、幅広い知見と高い教養を備え、さらには自ら考え、主体的に探求を進めることができる人材が求められており、以下の観点で人材育成に取り組む。

ア 倫理観を備えた高度専門人材の育成

倫理観を備えた高度専門人材を育成するため、入学から卒業まで一貫した生命・医療をはじめとする倫理教育を充実させるとともに、最先端の各専門分野の知識や技術を備え、社会実装や横断的・学際的な教育研究に対応する応用力・実践力を身につけるための教育を行う。

イ DX等に対応できる人材の育成

AIをはじめとするデジタル技術やグローバル化がかつてないスピードで進む中で、高度情報化の進展に対応する情報活用能力を有し、国際社会で活躍するためのコミュニケーション力や多様な価値観を有する人材を育成するとともに、学生の留学支援や海外の留学生・教員の受入促進などキャンパスの国際化を図る。

ウ 地域に貢献する人材の育成

地域における実習や体験学習などの充実を図り、豊かな医療マインド・リサーチマインドを備えた地域の医療を支える医療人材及び農業や林業を担う人材など、地域の課題解決のための実践力を有し、地域の発展に貢献する人材を育成する。

エ 教養教育

幅広い視野、倫理観、豊かな人間性、新たな価値を生み出す創造性や協調性、主体性を涵養^{かんよう}するため、医科大学・府立大学・京都工芸繊維大学による教養教育の共同化を推進するなど、教養教育の一層の充実を図る。

オ 社会人教育

人生100年時代を迎える中、社会人の学び直しを支援し、キャリアアップや職業上必要な専門知識・技術を習得するための環境を整備するとともに、府民が生涯を通じて学び、活躍できるよう、リカレント教育の充実を図る。

(3) 継続的な教育システムの見直し

18歳人口の減少に伴い大学間競争が激しくなる中、両大学をより魅力ある大学にするため、自己点検や外部評価等による授業内容の改善・充実や教員の教育力向上、カリキュラムの検証・改善を図るなど、継続的に教育システムの見直しを行う。

(4) 学生への支援

多様なニーズを有する学生の受入れが進む中、学生が健康で充実した学生生活を送ることができるようにするため、障がい者や社会人、留学生等を含む多様な学生のニーズに応じた学修・生活支援、経済支援を行うとともに、学生同士が協働して主体的に学ぶことのできる開かれた空間づくりなど、教育・学修環境の充実を図る。

また、キャリア教育やきめ細やかな就職・進学などの進路指導を行い、卒業生の就職を支援する。

2 研究に関する目標

(1) 戦略的な研究の推進

世界水準の革新的・先端的な研究開発や、地域の課題解決やグローバルな視点に立った先進的な研究を推進するとともに、分野横断的な研究や両大学、京都工芸繊維大学、京都薬科大学の連携による共同研究を推進する。

(2) 研究実施・支援体制の充実

大学に求められるニーズが、社会への人材供給に加え、研究成果の還元にも広がる中で、外部資金の獲得、研究成果の社会実装や起業への支援を進めるとともに、研究設備や機器の共同利用や計画的な更新により研究への支援を図る。

また、グローバル化が進展する中で、国内外の大学、医療機関、試験研究機関等との連携によるオープンな研究体制と研究環境の整備を図る。

3 地域貢献に関する目標

(1) 府や府内市町村、地域との連携

行政課題の解決や、地域振興・教育・文化・保健・福祉等の事業の推進に貢献するため、医科大学及び府立大学がシンクタンクとして、地域課題に関する調査・研究・提言や共同研究を実施する。

また、府内各地域の行政や地域の活性化に資する人材の育成や、高大連携、学生による地域貢献活動等の支援を行い、卒業生の府内での就職を促進する。

(2) 文化庁等との連携

暮らしの中に息づく伝統文化・生活文化を継承・発展・振興するため、京都に移転した文化庁や他の大学等関係機関と連携して共同研究を行い、研究成果を地域に還元し、京都の文化を担う人材を育成することで、地域における文化活動・産業の振興に貢献する。

(3) 大学間連携・産学公連携の推進

地域や産業を支える人材育成や大学で創出された研究成果の社会や地域への還元を進めるため、府内の大学や企業等と連携した教育・研究の拡充、和食文化等を活用した地域の産業の振興や活性化への支援を行う。

(4) 地域医療への貢献

人口構造等の変化や慢性疾患増加といった疾病構造の変化など、地域医療を取り巻く環境が変化する中、がん対策や周産期医療など、府の政策医療と連携を図る。

また、京都府における医療水準の向上に貢献するため、病病連携・病診連携の強化や医師確保が困難な地域への医師の配置や養成を行うとともに、ドナルド・マクドナルド・ハウス京都との連携を密にして小児療養環境の充実を図る。

(5) 生涯学習の推進

人生100年時代を迎える中、府民に多様な学びを提供するため、府民の生涯教育の充実を図るとともに、府民に開かれた大学として、大学施設の府民への開放や地域との交流などを推進する。

4 医科大学附属病院及び附属北部医療センターに関する目標

(1) 高度先端・救急災害医療の提供

がん患者の遺伝子情報を調べて患者に応じた最適な治療に活かすがんゲノム医療をはじめ、予防から治療まで一貫したがん医療提供体制を構築するなど、患者本位の質の高い医療と先端医療や、救急救命センター及び災害拠点病院として、重篤な患者や災害時の患者の受入など、府民の安心と安全を守るための救急災害医療を提供する。

(2) 地域医療との連携・地域医療人材の育成

府民の生命と健康を守るため、中核的医療機関として、地域における医療、保健、介護及び福祉の向上、災害時の対応に貢献するとともに、地域の医療従事者の資質の向上や北部キャンパスなど通じたキャリアアップの支援を行う。

(3) 安定的な病院経営と運営体制の改善

病院長によるガバナンスを強化し、今後の医療構造の大きな変化に対応していくために、最適な教育及び診療体制の構築を進めていくとともに、一人ひとりが経営マインドを持ち、全職員が一体感を持って、経営改善の取組みを進めていく。

(4) 安心・安全で患者視点に立った医療サービスの向上

安心で安全な医療を提供するため、患者の視点やニーズに応じた医療サービスの向上や療養環境の整備、医療安全体制の充実を推進する。

(5) 進展する国際化への対応

訪日外国人旅行者や在留外国人の増加を背景として、外国人患者の増加に対応する診療体制の整備や、医師・看護師等の医療従事者の海外派遣や海外からの受入促進を図る。

III 業務運営の改善等に関する事項

1 業務運営に関する目標

学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、理事長を中心とした強靱なガバナンス体制を構築し、戦略的かつ中長期的な法人・大学の運営に取り組むとともに、両大学の情報発信の強化やブランド力の向上、社会情勢の変化や地域のニーズ等に対応した教育研究体制の構築を図る。

2 人事管理に関する目標

法人のメリットを活かし、雇用形態、勤務形態、給与形態等において、柔軟性に富んだ人事制度を運用し、多様で優秀な人材の確保・育成や効果的な人員配置を行うとともに、職員が出産、育児、介護などライフステージに応じた生活を安心して送れるよう、長時間労働の是正、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の働き方改革を進め、一人ひとりが働く意欲を高め、能力を存分に発揮できる職場環境を実現する。

3 効率的経営の推進に関する目標

1 法人 2 大学の特性を最大限に活かし、共通する事務部門の共同化、情報通信技術の活用等による効率的な事務処理を推進し、効果的な法人運営を図るとともに、業務内容の見直しを行い、業務の効率化・簡素化を進める。

IV 財務内容の改善に関する事項

理事長のガバナンスのもと、戦略的・計画的な法人経営を行うため、外部人材の参画やセグメント別収支管理の徹底など、より開かれたマネジメント体制を整備し、財務内容の改善を図る。

1 収入・経費等に関する目標

法人全体として、大学及び病院部門毎の収支を可視化し、経営の透明性と効率性の向上を図り、大学部門については授業料等の定期的な見直しなど自主財源の涵養、病院部門についてはより戦略的な診療報酬の確保に取り組むとともに、運営経費の継続的な見直しと効果的な執行、法人資産の有効な活用や保全に取り組む。

V 教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

1 自己点検・評価及び業務運営への反映等に関する目標

教育研究活動や業務運営等に関する自己点検・自己評価や、京都府公立大学法人評価委員会・認証評価機関等の第三者評価により、課題や改善状況を明確にするとともに、評価結果を教育研究活動及び法人運営の改善に反映させ、その内容を迅速かつ積極的に公表する。

VI その他運営に関する重要事項

1 教育研究・診療施設の計画的整備に関する目標

京都府と協働し、耐震化・老朽化対策、人口減少や医療需要の変化を踏まえた対応などの両大学、附属病院、附属北部医療センターの中・長期的視点による整備計画の策定を進めるとともに、順次整備を行い、安心・安全で快適な教育・研究・診療環境を確保する。

2 コンプライアンスの徹底に関する目標

監査機能の強化や教職員・学生の倫理意識の向上等による法令や社会的規範の遵守を図るとともに、研究の不正防止や情報セキュリティ・管理の強化などリスクマネジメントを強化する。

3 人権に関する目標

教育研究活動におけるハラスメント等の人権侵害の防止や業務遂行における人権尊重を徹底するとともに、人権や倫理に配慮した教育の充実を図る。

4 危機管理体制の確保に関する目標

学生や教職員の健康や教育研究活動での安全の確保を図るとともに、事故や事件、災害等の緊急時に適切かつ迅速に対応する体制の構築を図る。

5 環境への配慮に関する目標

地球温暖化対策、省エネルギー対策、適切な廃棄物処理等、環境に配慮した運営を行うとともに、環境問題に対する教職員・学生の意識啓発を行う。

6 大学支援組織の形成・拡大等に関する目標

卒業生、同窓会組織等との連携を強化し、ふるさと納税の活用による寄附の募集等を通じて、大学への支援者を幅広く確保する。

別表

京都府立医科大学	学部	医学部
	大学院	医学研究科
		保健看護学研究科
	附属施設	附属病院
		附属北部医療センター
		最先端がん治療研究センター
		小児医療センター
		附属脳・血管系老化研究センター
		医療センター
京都府立大学	学部	文学部
		社会科学部
		農学食科学部
		生命理工情報学部
		環境科学部
	大学院	文学研究科
		社会科学研究科
		生命環境科学研究科
		食の文化学位プログラム
	附属施設	附属農場
		附属演習林

京都府環境基本計画の改定（中間案）について

令和 7 年 9 月
総合政策環境部

（改定に関する主な内容について）

1 計画の概要（策定趣旨）

本計画は、京都府環境を守り育てる条例に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものとして策定したものであり、府の環境行政の推進に関する個別の条例、計画及びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む施策や事業などの指針となるもの。

現行計画の計画期間は令和 2（2020）年～令和 12（2030）年度。

2 改定の趣旨

令和 7 年 12 月に、中間改定の時期を迎えることから、令和 6（2024）年 5 月に閣議決定された国の第 6 次環境基本計画の改定を踏まえ、前回の計画策定以降の環境行政を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、新たな考え方や課題、それらに対応する施策を盛り込むもの。

3 主な改定内容

第 1 章 計画策定の趣旨

【計画期間の延長】

同時期に改定予定の京都府地球温暖化対策条例において、新たに令和 22（2040）年度の温室効果ガス排出量の削減目標を設定する予定であり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めた本計画についても、現行計画の計画期間である令和 12（2030）年度から令和 22（2040）年度に延長。

第 4 章 計画の基本となる考え方

【計画の基本となる考え方の追加】

現行計画の基本となる考え方に掲げる、環境・経済・社会の好循環の創出に加え、国の第 6 次環境基本計画で新たに最上位の目的として取り入れられた「ウェルビーイング」の考え方を追加。

（京都府では、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」と定義。）

【新たな取組方針の追加】

府民の「ウェルビーイング」の向上、環境・経済・社会の好循環の創出を相乗効果的に実現していくため、京都ならではの豊かさ（南北に広がる京都の豊かな自然資本や大学・学生のまち京都における若い学生等の人的資本等）の保全・活用や環境価値の創出（スタートアップなど将来性のある企業の集積による長期的な経済成長や先進技術の発展による安心・安全で快適な暮らしの実現）など、新たな取組方針を追加。

4 今後のスケジュール

令和 7 年 9 月議会
12 月議会

中間案報告（パブコメ・答申）
計画案上程

京都府環境基本計画の全体構成(案)

第1章 計画策定の趣旨

■計画策定の背景

SDGs、パリ協定、**IPCC第6次報告書、第六次環境基本計画、ウェルビーイング**等

■計画の位置づけ

- ・目指す将来像とその実現に向けた施策の方向性を示す
- ・環境保全及び創造に関する総合的・長期的施策大綱
- ・府総合計画の環境分野の個別計画
- ・環境教育等促進法に基づく都道府県行動計画

■計画期間 概ね**2040年**目途

第2章 京都府を取り巻く現状の認識

■環境政策を取り巻く社会情勢の変化

- ・人口減少・少子高齢化社会の本格化
- ・情報通信技術の急速な進展
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた**ライフスタイルの変化**
- ・国際情勢の変化が促す持続可能なエネルギーへの転換の必要性
- ・四半世紀超ぶりの本格的な物価高と金利上昇

■京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」

- ・京都の歴史を繋いできた強靱さとチャレンジ精神
- ・豊かな自然環境とそれに息づく多彩な伝統・文化
- ・京都のまちづくりを支える力

■京都府の環境の現状と課題

- ・持続可能な社会に向けた地球温暖化対策の推進
着実な取組の一方で温暖化は進行
緩和策の推進に加え、適応策の強化が急務
(パリ協定、**IPCC第6次報告書、COP28**
気候変動適応法、気候変動適応計画)
- ・再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組
再エネの導入や利用拡大を促す取組が必要
(**第7次エネルギー基本計画**、水素基本戦略)
- ・自然に親しみ自然とともに生きる地域づくり
希少種保全と外来生物防除等生物多様性の保全
(**生物多様性国家戦略2023-2030**)
- ・限りある資源を大切に循環型社会づくり
廃棄物3Rに加え、海洋漂着物、食品ロス等取組推進
(G20大阪ブルー・オーシャン・ビジョン
第五次循環型社会形成推進基本計画
プラスチック資源循環戦略)
- ・府民生活の安心安全を守る環境管理の推進
大気や水質等環境基準の達成、継続

第3章 京都府の将来像（2050年頃）

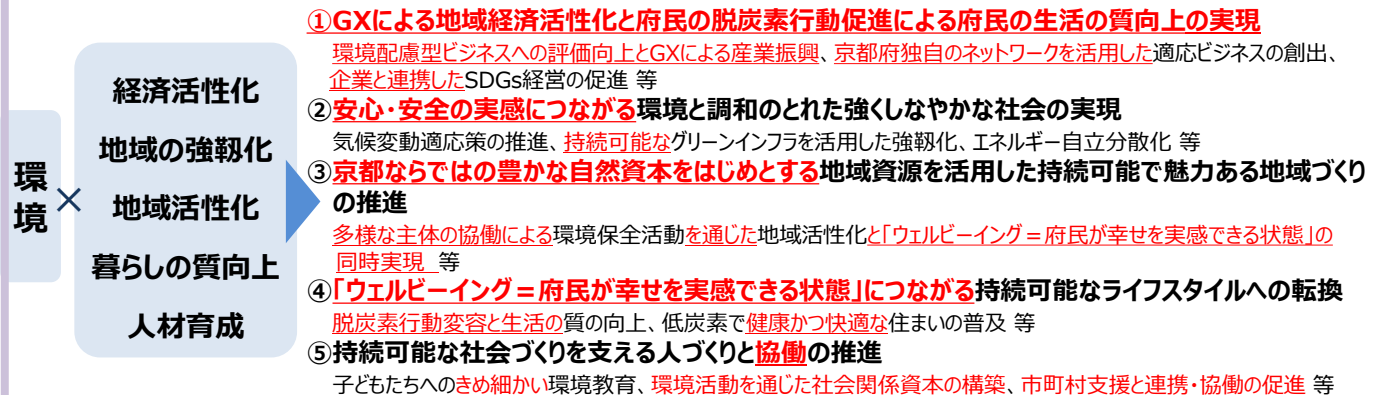
京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会
～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

第4章 計画の基本となる考え方

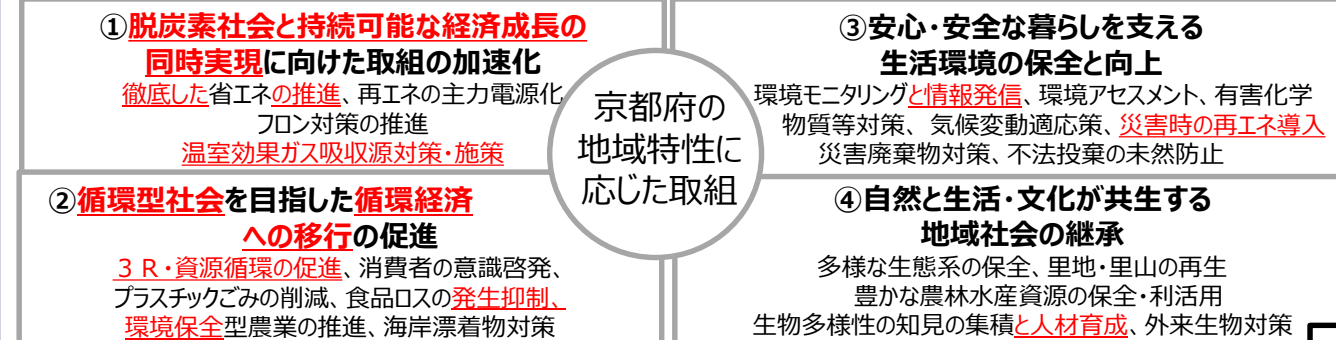
■「**ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態**」をはぐくむ

- 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方による環境・経済・社会の好循環の創出
3つの柱 ①環境価値の創出 ②京都ならではの豊かさ ③協働

第5章 分野横断的施策の展開方向（2040年目途）



第6章 環境課題の分野ごとの重点取組の推進（2040年目途）



第7章 計画の推進

- ・本計画に記載した施策展開の方向に基づき機動的に個別条例や個別計画を策定・改定
- ・京都府環境審議会における検証等徹底したPDCAサイクルにより進行管理を実施。概ね5年後に見直し。

改定京都府環境基本計画 (中間案)

令和 7 年 9 月
京 都 府

目 次

第 1 章	計画策定の趣旨	
1	計画策定の背景	2
2	京都府の使命と役割	4
3	計画の位置づけ	5
4	計画の期間	5
5	計画の構成	6
第 2 章	京都府を取り巻く現状の認識	
1	環境政策を取り巻く社会情勢の変化	7
2	京都ならではの豊かな「力(ポテンシャル)」	9
3	京都府の環境の現状と課題	12
第 3 章	京都府の将来像	
	京都府の将来像	33
第 4 章	計画の基本となる考え方	
	計画の基本となる考え方	35
第 5 章	分野横断的施策の展開方向	
1	G Xによる地域経済活性化と府民の脱炭素行動促進による 府民の生活の質向上の実現	37
2	安心・安全の実感につながる環境と調和のとれた強くしなやかな 社会の実現	39
3	京都ならではの豊かな自然資本をはじめとする地域資源を 活用した持続可能で魅力ある地域づくりの推進	40
4	「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」につながる 持続可能なライフスタイルへの転換	41
5	持続可能な社会づくりを支える人づくりと協働の推進	42
第 6 章	環境課題の分野ごとの重点取組の推進	
1	脱炭素社会と持続可能な経済成長の同時実現に向けた取組 の加速化	44
2	循環型社会を目指した循環経済への移行の促進	46
3	安心・安全な暮らしを支える生活環境の保全と向上	48
4	自然と生活・文化が共生する地域社会の継承	50
第 7 章	計画の推進	
1	計画の効果的実施	52
2	計画の進捗状況の点検等	52
3	計画の見直し	52

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

京都府では京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な施策の大綱として、環境基本計画を策定することとしています。

平成10（1998）年に策定した第1次「京都府環境基本計画」は、都市・生活型公害の広がりや廃棄物の増加等に加えて、地球温暖化やオゾン層の破壊等、地球規模の環境問題に対する警鐘が發せられるようになった当時の状況を踏まえ、多様化する課題に京都府の環境行政が的確に対応していくことを目指したものでした。

その後、経済のグローバル化の流れが世界経済を大きく発展させる一方で、環境問題が国境を越えて拡大・深刻化し、持続可能な社会・経済の仕組みづくりが求められるようになり、平成22（2010）年に第2次計画となる「新京都府環境基本計画」を策定しました。第2次計画では、「持続可能な社会の礎となる地球温暖化対策の推進」「限りある資源を大切に作る循環型社会づくりの推進」「府民生活の安心安全を守る環境管理の推進」「自然に親しみ自然とともに生きる地域づくりの推進」を施策展開方向の柱として、各分野での取組を推進してきました。

これらの取組により、府内の温室効果ガス排出量は府民や事業者の努力により着実に減少し、再生可能エネルギー¹の導入が進みだしました。また、廃棄物の3R（発生抑制・再利用・再生利用）や適正処理が進展し、府内の廃棄物発生量が減少してきました。大気環境や水環境においても一定の改善が図られたほか、人と自然の相互作用により生み出された景観（文化的景観）が高く評価され、丹波高原の広大な区域が「京都丹波高原国定公園」に新規指定される等の成果も見られました。

一方、近年、台風の大規模化や異常気象等により、河川の氾濫や熱中症による救急搬送者数が増加する等、防災や健康、また農業や生態系等の分野で、気候変動の影響が既に顕在化しつつあり、日々の生活の中でも身近に感じられるようになっていきます。従来から取り組んできた温室効果ガス削減対策（緩和策）を加速させるとともに、既に生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響による被害の防止や軽減を図る「適応策²」に積極的に取り組むことが求められています。

また、令和7（2025）年2月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」及び「第7次エネルギー基本計画」では、令和3（2021）年の第6次計画以降の国内外のエネルギー情勢の変化を踏まえ、令和22（2040）年度に向けた温室効果ガス73%削減目標と整合的な形で、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組が求められています。

資源循環に関しては、令和6（2024）年5月の資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）の成立や、同年8月に閣議決定された「第五次

¹ 温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源と言われている、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといったエネルギーのこと。

² 気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図るための施策をいう。早期対策が重要であることから気候変動適応法が制定され、多様な関係者の連携・協働の下、地域毎の気候変動の影響及び適応に関する情報の提供等が求められている。

循環型社会形成推進基本計画」でみられるように、「循環経済（サーキュラーエコノミー）³」への移行に向けた取組が一層求められています。また、安心・安全の見地からは、地震や豪雨等の自然災害によって発生する災害廃棄物を円滑に処理するための体制強化、不法投棄の撲滅に向けた監視・指導の強化等も求められています。

大気、水等の環境保全に関しては、微小粒子状物質（PM2.5⁴）への対応や建築物の解体等におけるアスベスト飛散防止対策等の大気環境の課題、閉鎖性水域の富栄養化等の水質環境の課題が未だ残っており、新たな産業発展に伴う多様な化学物質の管理も含め、府民の健康や生活環境を守る上で、引き続き重要な課題となっています。

生物多様性⁵に関しては、絶滅のおそれのある野生生物種の増加、クビアカツヤカミキリ等の外来生物⁶の分布拡大や野生鳥獣による被害等の顕在化する課題に対して、より一層の取組の強化が求められています。

世界の動きに目を向けると、平成28（2016）年、パリ協定⁷の発効を受けて世界が脱炭素社会⁸に向けて大きく舵を切りました。その後、令和5（2023）年に公表されたIPCC⁹第6次報告書では、パリ協定の目標を達成するためには、温室効果ガス排出量を2035年までに60%削減（2019年比）が必要とされ、更なる取組の加速化が強く求められています。

また、令和元（2019）年6月に開催されたG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみ問題が重要な議題として取り上げられました。この会議において、日本は「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン¹⁰」を提唱し、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにするという目標を掲げ、各国に対してこのビジョンの共有と協力を呼びかけました。

³ 従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の経済（線形経済）に代わる、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済を指す。

⁴ 大気中に浮遊している直径（粒径）2.5 μm （1 μm は1mmの1,000分の1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた直径（粒径）10 μm 以下の粒子である浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子。非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

⁵ 生きものや生態系の豊かさを表す言葉。「生態系の多様性」、「種の多様性」及び「遺伝子の多様性」の三つのレベルがあるとされ、それぞれの保全が必要である。

⁶ 人為により自然分布域の外から持ち込まれた生物。在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼすことがあり、中には在来種の絶滅を招くような重大な影響を与えるものもある。国内では平成16（2004）年に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）が制定され、同法で指定された特定外来生物について飼育等が禁止されている。

⁷ 第2章3（1）参照

⁸ 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成すること。

⁹ Intergovernmental Panel on Climate Changeの略で、日本語では「気候変動に関する政府間パネル」と呼ばれる。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63（1988）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。

¹⁰ 資源効率性及び3Rに関する取組が、陸域を発生源とする海洋ごみ、特にプラスチックごみの発生抑制及び削減に寄与するという認識のもと、G20（ハンブルグ（2017））、G7（伊勢志摩（2016））、シャルルボワ（2018））ではこれまで、継続して海洋プラスチックごみ問題が取り上げられてきたところである。令和元（2019）年6月に開催されたG20大阪会議の首脳宣言において、さらに踏み込んだ合意として、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを共有することとされた。上記の首脳宣言では、同ビジョンを共有し、包括的な対策を講じて、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとすることを目指している。

さらに、令和4（2022）年にカナダ・モントリオールで開催された「生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）」では、新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組みにおいては、ネイチャーポジティブ¹¹実現に向けた「30by30 目標¹²」をはじめ、絶滅危惧種の回復・保全、侵略的外来種の定着率の削減、環境に配慮した農林漁業の推進、持続可能な消費等、幅広い分野にわたるグローバル目標が設定されました。

これらの国際的な取組は、持続可能な未来の実現に向けて、環境保全に関する世界的な意識と行動を促進する重要な一歩となっています。

このような国内、世界の状況の中、令和6（2024）年に閣議決定された国の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める「第六次環境基本計画¹³」では、新しい視点が入り入れられました。同計画では、「第五次環境基本計画」で掲げられていた「環境・経済・社会の統合的向上」をさらに発展させ、「環境保全」を通じて「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生¹⁴の向上」（以下、「ウェルビーイング／高い生活の質」という）を実現することが、上位の目的として明確に示されました。この「ウェルビーイング／高い生活の質」という概念は、経済的な豊かさだけでなく、健康、精神的な充足、地域とのつながり等、非市場的価値も重視する考え方です。

特に、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、私たちの生活様式や働き方に大きな変化をもたらしました。テレワークやリモート会議、時差出勤等が広がる中で、人々の意識は、物質的な豊かさから、心身の健康や人とのつながりといった、より本質的な価値を重視する方向へとシフトしています。こうした経験は、「ウェルビーイング／高い生活の質」の重要性を社会全体に再認識させる契機となりました。

気候変動や生物多様性の喪失等、深刻化する環境危機に対応するためには、文明の転換や経済社会システムの変革が不可欠です。環境政策を起点としつつ、環境・経済・社会の全体を視野に入れ、「ウェルビーイング／高い生活の質」の向上を目指していくことが、より効果的な環境施策の展開につながると期待されます。

以上のような様々な変化を踏まえ、令和2（2020）年に策定した、持続可能な京都府社会の将来像と、その実現を目指した施策の基本的な方向を示した「第3次京都府環境基本計画」を見直します。

2. 京都府の使命と役割

平成9（1997）年12月に「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」が京都で開催され、地球温暖化防止のための温室効果ガス削減に関する初めての法的拘束力をもった国際的枠組みである「京都議定書」が採択されました。京都府は京都議定書誕生の地として、地球温暖化対策をはじめ、他のモデルとなるような環境への取組を実践し、世界に発信する使命と役割を果たしていくことを決意しました。

また、京都府は、令和元（2019）年10月策定の「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」において、環境にやさしく安心・安全な京都府を目指して「脱炭素社会へのチャレンジ」を掲げるとともに、令和2（2020）年2月には、「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。

¹¹ 自然を回復軌道に乗せ、生物多様性の損失を止め、反転させること。

¹² 第2章3（3）参照

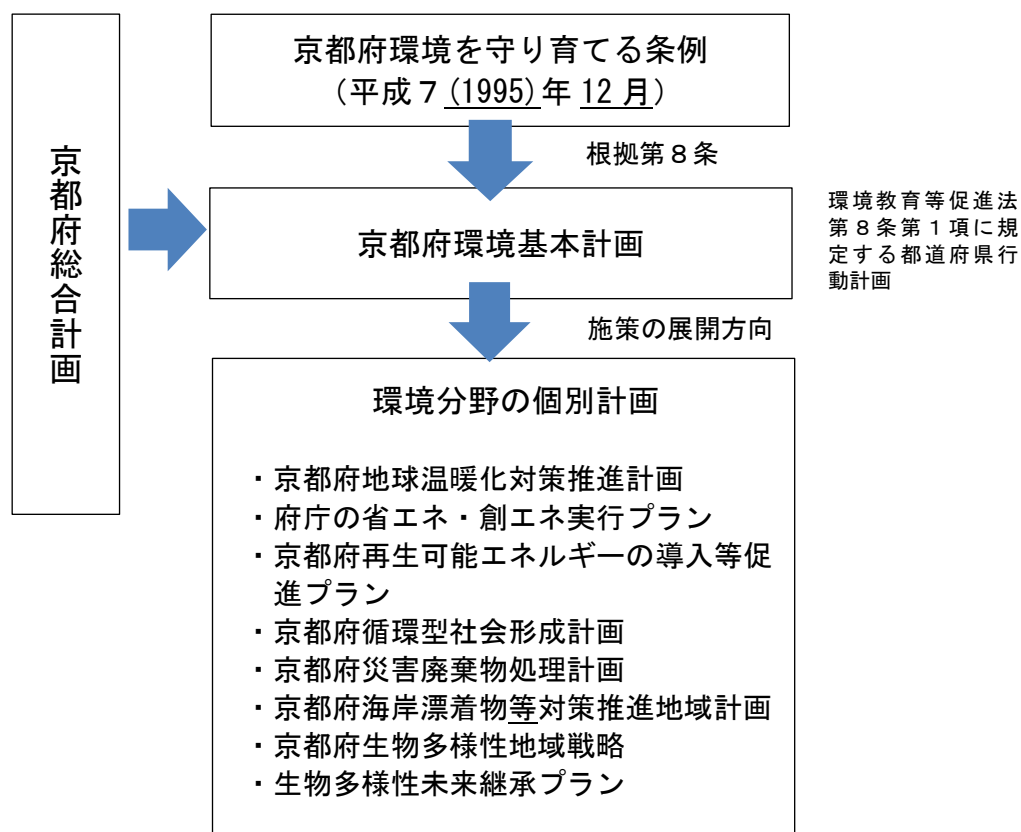
¹³ 令和6（2024）年5月に閣議決定された国が定める環境保全に関する基本的な計画。「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生¹⁴の向上」、「人類の福祉への貢献」の実現を目的としており、そのために、環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる「循環共生型社会」を目指している。

京都府では、脈々と受け継がれてきた環境先進地・京都の精神を絶やすことなく、多種多様な主体間のパートナーシップをさらに発展させるとともに、京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」¹⁴や地域資源を最大限に活用し、本計画の推進により、脱炭素社会・循環型社会の形成や、生物多様性の保全と利活用、生活環境の保全・向上に向けた取組を加速していくこと通じて、環境・経済・社会の好循環を創出するとともに、府民が幸せを実感できる状態を相乗効果的に向上させていくことで、持続可能な社会を構築していくことを目指します。

3. 計画の位置づけ

本計画は、京都府環境を守り育てる条例に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、京都府の環境行政の推進に関する個別の条例、計画及びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む施策や事業等の指針となるものです。

また、本計画は、府政運営の指針である「京都府総合計画」の環境分野の個別計画として位置づけるとともに、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号。以下「環境教育等促進法」という。）第 8 条第 1 項に規定する都道府県行動計画として位置づけるものです。



4. 計画の期間

21 世紀半ば（2050 年頃）の京都府の将来像を見据えつつ、計画期間は概ね 2040 年までを目途とします。

¹⁴ 第 2 章 2 参照

5. 計画の構成

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景 2. 京都府の使命と役割 3. 計画の位置づけ 4. 計画期間：概ね 2040 年目

第2章 京都府を取り巻く現状の認識

1. 環境行政を取り巻く社会情勢の変化

- ・人口減少・少子高齢化社会の本格化
- ・情報通信技術の急速な進展
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けたライフスタイルの変化
- ・国際情勢の変化が促す持続可能なエネルギーへの転換の必要性
- ・四半世紀超ぶりの本格的な物価高と金利上昇

2. 京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」

- ・京都の歴史を繋いできた強靱さとチャレンジ精神
- ・豊かな自然環境とそれに息づく多彩な伝統・文化
- ・京都のまちづくりを支える力

3. 京都府の環境の現状と課題

- ・持続可能な社会に向けた地球温暖化対策の推進
- ・再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組
- ・自然に親しみ自然とともに生きる地域づくり
- ・限りある資源を大切に作る循環型社会づくり
- ・府民生活の安心安全を守る環境管理の推進

第3章 京都府の将来像（2050 年頃）

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会
～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

第4章 計画の基本となる考え方

「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」をはぐくむ

持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用による環境・経済・社会の好循環の創出

3つの柱 ①環境価値の創出 ②京都ならではの豊かさ ③協働

第6章 環境課題の分野ごとの 重点取組の推進

① 脱炭素社会と持続可能な経済成長の同時実現に向けた取組の加速化

② 循環型社会を目指した循環経済への移行の促進

③ 安心・安全な暮らしを支える生活環境の保全と向上

④ 自然と生活・文化が共生する地域社会の継承

京都府の地域特性に応じた
取組を展開

第5章 分野横断的施策の展開方向

① GIXによる地域経済活性化と府民の脱炭素行動促進による府民の生活の質向上の実現

② 安心・安全の実感につながる環境と調和のとれた強くしなやかな社会の実現

③ 京都ならではの豊かな自然資本をはじめとする地域資源を活用した持続可能で魅力ある地域づくりの推進

④ 「ウェルビーイング」府民が幸せを実感できる状態につながる持続可能なライフスタイルへの転換

⑤ 持続可能な社会づくりを支える人づくりと協働の推進

第7章 計画の推進

・本計画に記載した施策展開の方向に基づき機動的に個別条例や個別計画を策定・改定

・PDCAサイクルによる進捗管理とともに京都府環境審議会への報告により実効性を確保。概ね5年後に見直し。

第2章 京都府を取り巻く現状の認識

1. 環境政策を取り巻く社会情勢の変化

○人口減少・少子高齢化社会の本格化

京都府では、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎えています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」によると、京都府の総人口は令和2（2020）年の257.8万人から令和32（2050）年には207.6万人へと減少し、その後も人口減少に歯止めがかからないとされています。

また、14歳以下人口の占める割合は11.4%から9.4%へと下がる一方、後期高齢者の占める割合は15.4%から24.6%へと大きく上昇し、高齢化がさらに進展する見込みです。15歳から64歳の生産年齢人口を見ると、ピーク時（平成7（1995）年）の184.2万人が令和32（2050）年には108.0万人まで約4割の減少が見込まれています。

地域別に見ると、人口増加が見込まれる自治体がある一方、山城東部地域では6割以上も人口が減少する見込みの自治体があり、また、高齢化率についても市町村によって、65歳以上でみると31.0%～76.3%、75歳以上でみると18.4%～56.4%まで差が開く等、都市部と地方で二分化する傾向が見られます。

人口減少と少子高齢化が本格化することにより、地域コミュニティの弱体化や担い手の減少等の深刻な影響が懸念されています。

○情報通信技術の急速な進展

近年の高度な通信技術の普及により、インターネットを介して多量のデータが迅速に蓄積されるようになり、それらのデータを活用したサービスを通じて、経済・社会が大きく変わりつつあります。とりわけ、ビッグデータやAI¹⁵、IoT¹⁶、5G¹⁷といったデジタル技術は、多量の情報の分析を行い、知識や情報を共有するとともに、新たな価値を生み出すものです。

京都府においては、人口減少社会の到来とスマート社会の進展を見据え、令和2（2020）年3月に策定した「京都府スマート社会推進計画」を令和5（2023）年12月に一部改訂し、社会全体のDX¹⁸を推進し、府域全ての地域において府民一人ひとりの夢・希望やあらゆる産業・地域活動における創造的かつ活力ある発展が、ビッグデータやデジタル技術を活用することとしています。

環境分野においても、IoT¹⁹を利用したエネルギー需給の最適化や、脱炭素テクノロジー関連スタートアップ企業とその技術を事業に活かす企業等の交流、まちづくりへの技術導

¹⁵ Artificial Intelligence（人工知能）の略称で、学習・推論・判断といった人間の知能の機能を備えたコンピュータシステムのこと。人間と比肩するようなAIは開発されていないが、様々な分野で活用され成果を上げている。

¹⁶ Internet of Things（モノのインターネット）の略称で、家電、自動車、ロボット等あらゆるものがインターネットにつながり、情報をやりとりすること。利便性が向上したり、新たな製品・サービスが生み出されたりしている。

¹⁷ 5th Generationの略称で、「第5世代移動通信システム」を指す。「超高速」であるだけでなく「多数接続（身の回りのあらゆる機器がつながる）」「超低遅延（遠隔地からでもスムーズに操作することができる）」といった新たな機能を持っている。

¹⁸ 「Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）」の略称で、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

¹⁹ Internet of Energyの略称で、現在普及が進んでいる再生可能エネルギーや蓄電池、コージェネレーション等の分散型エネルギーリソースと、パワーエレクトロニクス技術等による高度なエネルギーマネジメント技術を組み合わせた分散型エネルギーシステムのこと。

入等を促進し、最先端技術を用いた新事業創出・社会実装を推進する等、環境・経済・社会の好循環を生み出す取組を進めています。

また、スマートセンサー等、A I・I o T技術を活用した産業廃棄物の効率的回収・監視システムの実用化や、新たな技術開発、建設廃棄物処理への選別ロボットの整備・導入等の支援、環境DNA²⁰解析、画像認識等の新しい技術を活用した生物の生息状況の把握による効果的な希少生物の保全対策等、様々な取組において、デジタル技術を活用した新たな課題解決も期待されています。

加えて、府内ではデータセンターの立地が進み、電力使用量の増加が予想されています。これに伴い、安定的な電力供給と環境負荷の低減の両立を図るため、再生可能エネルギーの導入拡大が一層求められています。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けたライフスタイルの変化

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、テレワークやリモート会議、時差出勤といった新たなビジネススタイルが広がりました。生活面においては、オンラインショッピングやキャッシュレス決済、テイクアウトやデリバリーの利用等も定着しました。また、コロナ禍の孤独や分断の経験から、健康や人とのつながりの大切さを実感し、家族・社会とのつながりや「心の豊かさ」を満たすことの重要性を再認識することになりました。人々の意識は、経済的な豊かさだけでなく、健康や幸福感、精神的な満足、社会とのつながりといった価値を重視する方向へとシフトしていったのです。日々の暮らしの中で幸せを感じながら生きることが重視され、心身の健康、働き方、人とのつながり等、生活全体の質の向上が注目されています。

今後は、コロナによって定着した新しい生活様式等への変化も活かしながら、環境や人・社会に配慮した健康で心豊かなライフスタイルや、自然と調和した社会の仕組みへの転換を図り、より持続可能な社会の構築を目指していくことが必要です。

○国際情勢の変化が促す持続可能なエネルギーへの転換の必要性

令和4（2022）年に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、国際社会に深刻な影響を及ぼし、エネルギー安全保障や経済の安定性、さらには環境政策の方向性にも大きな転換を迫る出来事となりました。

欧州を中心に天然ガスや石油等の化石燃料の供給が不安定となり、世界的なエネルギー価格の高騰が引き起こされ、日本においても、電力やガス料金の上昇が家庭や企業の経済的負担を増大させました。こうした状況は、エネルギーの海外依存度が高い日本にとって、エネルギー安全保障の脆弱性を改めて浮き彫りにしました。

このような国際的な危機は、再生可能エネルギーの導入促進や地域分散型エネルギーシステムの構築といった、持続可能なエネルギー社会への転換を加速させる契機ともなっています。太陽光や風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの活用は、エネルギーの地産地消を可能にし、地域の自立性や災害時のレジリエンス向上にも寄与します。京都府においても、地域資源を活かし地域と共生する再生可能エネルギーの導入や、省エネルギーの推進、エネルギーマネジメントの高度化等を通じて、自然環境を維持しながらエネルギーの安定供給と脱炭素化の両立を図ることが求められています。

○四半世紀超ぶりの本格的な物価高と金利上昇

新型コロナウイルス感染症の収束以降、我が国では、主に輸入物価の上昇に起因するインフレーションが要因となり、顕著な物価上昇が継続しています。エネルギー資源や食料品等の主要物資を海外からの輸入に依存する日本においては、コロナ禍から回復した世界的な経

²⁰ 水中、土壌中、空気中等、あらゆる環境中に存在する生物由来のDNAのこと。

1 済活動の再開による世界的な需要の高まりやウクライナ情勢等による地政学的リスクの顕在
2 化に伴い、原油・天然ガス・穀物等の価格が急騰しています。加えて、令和4(2022)年、米
3 国等がインフレ抑制のために利上げに踏み切ったことにより、日米間の金利差の拡大に伴う
4 円安が進行したことで、輸入品価格が上昇し、国内の物価を押し上げる大きな要因となりま
5 した。さらに、国内の「人手不足」と「賃金上昇」が複合的に作用し、本格的な物価高が定
6 着しつつあります。

7 他方、日本の政策金利は、バブル崩壊後の不況とデフレに対応するため、約四半世紀にわ
8 たってほぼゼロ金利、あるいはマイナス金利という超低水準に抑えられてきましたが、最近
9 の物価上昇と賃金上昇を背景に、日本銀行はデフレ脱却の兆候を捉えたとして、令和5(2024)
10 年に約17年ぶりの利上げに踏み切りました。今後の政策金利は、物価や賃金の動向によって、
11 さらに上昇の可能性が示唆されています。

12 令和4(2023)年の消費者物価指数(CPI、除く生鮮食品)は前年比3.1%の上昇を記録
13 し、昭和57(1982)年以来約41年ぶりの高水準となりました。これは、1990年代のバブル
14 崩壊後に本格化したデフレを経て、物価上昇局面へと転換したことを示しています。また、
15 物価安定化に資する政策金利上昇は、設備投資等、企業の借り入れコストや住宅ローン等、
16 個人の金利負担の増加につながるため、企業や個人の経済活動を鈍化させる恐れがあります。
17 これまでにない社会経済情勢の変化の中で、本格的な物価高と金利上昇による地域住民や事
18 業者の生活・経済活動への影響を的確に捉え、施策展開に活かしていく必要があります。

2. 京都ならではの豊かな「力(ポテンシャル)」

○京都の歴史を繋いできた強靱さとチャレンジ精神

24 京都府は、古代から現代に至るまで千年以上にわたり、様々な時代の変遷や社会の変化の
25 転換点に立ちながらも、その都度しなやかに変化を受け入れ、新たな価値を創出する等、未
26 来に向けて常に挑戦し続ける姿勢によって、歴史を繋いできました。このような京都の持つ
27 「強靱さ」と「チャレンジ精神」は、京都に暮らす人々や企業等に息づいており、現代におい
28 ても、京都府が持つ大きな力として発揮されています。

29 京都府には、環境分野において革新を起こすスタートアップ企業が数多く育っています。
30 大学や研究機関が集積する京都市域を中心に、脱炭素、資源循環、生物多様性等の分野にお
31 ける先進的な技術を持つ企業が次々と誕生しています。これらの企業は、地域課題に根ざし
32 た実証実験を通じて社会実装を進め、国内外の市場に向けた発信力も高めています。こうし
33 たスタートアップの成長を後押しする場として、環境分野を含む多様なテーマを扱う「I V
34 S²¹KYOTO」が毎年開催され、技術とビジネスの連携が促進されています。

35 また、京都府は南北に長く、海・山・都市が共存する地理的特性を持ち、地域ごとに異なる
36 文化や価値観が根付いており、この多様性は、環境政策においても新たな発想や技術を生み
37 出す源泉となっています。北部には日本海に面した海岸線やリアス式海岸、里山、森林が広
38 がり、海洋資源や再生可能エネルギー(風力・波力等)の活用が期待され、南部では都市部に
39 近接しながらも、里地・里山と調和した暮らしが営まれており、都市と自然が共生するモデ
40 ル地域としての可能性を秘めています。

○豊かな自然環境とそれに息づく多彩な伝統・文化

43 府内の各地域では、自然と共生した個性豊かな文化が歴史を通して育まれてきました。

²¹ Infinity Ventures Summit の略。国内外の起業家・投資家等が一堂に会し、直接交渉による投資・協業先・人材等の獲得や、各分野の最新動向の把握と多様な人材の交流を契機とした新ビジネス創出を促進する、国際スタートアップ・カンファレンス。

○京都のまちづくりを支える力

京都では、都としての長い歴史の中で、町屋修復等、匠の技術の伝承がなされるとともに、町衆²⁷による高度な自治が培われる等、地域の人々がまちづくりにおいて主体的に連携し、協働する土壌が育まれてきました。

現在の京都府では、COP3の開催を契機に多くの環境NGOやNPOが誕生し、これら環境団体や各地域の府民、産業界、学術研究機関、行政及びこれらをサポートし結びつける中間支援組織等が、それぞれの特性を活かして環境課題に取り組み、ネットワークを築いています。

さらに、京都の豊かな歴史・文化・自然等の地域資源を求めて来訪する観光客や府外からの出身者等、京都府ゆかりの人々（関係人口）は、地域資源の価値を再認識し、魅力を広げるとともに、環境保全活動等の担い手の一人として連携する等、幅広い視点から新たな可能性をもたらしています。

京都は「学生のまち」と言われ、大学をはじめ学術研究機関等が集積しています。学校基本調査（令和6（2024）年5月1日現在）によると、京都府内大学・短期大学の学生数は173,052人、人口に対する学生数の割合は約15人に1人と全国1位であり、多くの学生が学んでいます。学ぶことに加え、生活を通して京都らしさを体感し、それを守ろうとする機運も芽生えています。

このように、多様な人材が、社会課題に対し産学公民、関係人口を含めて連携・協働して取り組む新しい「オール京都」の体制もまた、京都の持つ強みと言えます。

²⁷ 京都では都としての長い歴史を背景に、騒乱と破壊、復興の繰り返しの中、民衆が自衛の必要等から町組やその連合体である惣町を形成し、町衆による高度な自治が培われた。明治時代においては、府と町民がともに京都再生を願い、全国に先駆けて番組小学校の開設を行っている。

3. 京都府の環境の現状と課題

第3次計画の「京都府環境基本計画」に基づき進めてきた分野ごとの施策の取組状況と、この間の環境をめぐる国内外の動きを踏まえた課題等を概観していきます。

(1) 持続可能な社会に向けた地球温暖化対策の推進

- ・ 京都府では、地球温暖化防止のため、事業者、建築物、自動車交通、家庭分野等において、省エネや再生可能エネルギーの導入等の取組を推進しています。
- ・ 府民や事業者の努力により、府内の温室効果ガス排出量は着実に減少している一方で、地球温暖化は進行し気候変動による影響や被害が現れています。
- ・ 今後、脱炭素社会の実現に向け、更なる省エネの取組や再生可能エネルギーの導入・利用、適応策の強化等、対策の加速化が必要です。

○ 近年、CO₂等の温室効果ガスの大気中への大量排出等に起因する地球温暖化の進行に伴う気候変動により、干ばつや豪雨等の異常気象の増加や食料生産性の低下、生態系への影響等、地球環境への深刻な影響が懸念されており、京都府においても、この100年間で年間平均気温が約2℃の割合で上昇しています。

世界気象機関（WMO）は、2015年～2019年の5年間と2010年～2019年の10年間の平均気温はともに過去最高であり、また、1）大気中の温室効果ガス濃度、2）海面水位、3）海洋酸性化等、主な気候変動指標の悪化を指摘しています。

平成28（2016）年11月に、工業化以前からの世界の平均気温上昇を「2℃未満」に抑えることを世界共通の長期削減目標とし、「1.5℃」までの抑制に向けた努力の継続についても言及した「パリ協定」が発効し、令和2（2020）年に始動しました。また、平成30（2018）年10月には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が1.5℃特別報告書²⁸をとりまとめ、世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑えるためには、令和32（2050）年頃には世界全体の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があると発表しました。さらに、令和5（2023）年3月に、気候変動に関する最新の科学的知見を取りまとめたIPCCの第6次評価報告書統合報告書において、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900年を基準とした世界の平均気温は2011～2020年に1.1℃の温暖化に達したと示されています。

国においては、令和7（2025）年2月に「地球温暖化対策計画」（平成25（2013）年度比で、令和12（2030）年度までに46%削減、令和17（2035）年度までに60%削減、令和22（2040）年度までに73%削減、令和32（2050）年度までにネット・ゼロ²⁹）を策定し、温室効果ガスの排出抑制等の対策（緩和策）を進めるほか、令和3（2021）年10月に「気候変動適応計画」を策定、令和5（2023）年5月には同計画を改定し、熱中症対策が強化される等、将来予測される被害の回避・軽減等の対策（適応策）にも注力する等、気候変動への対策を加速しています。

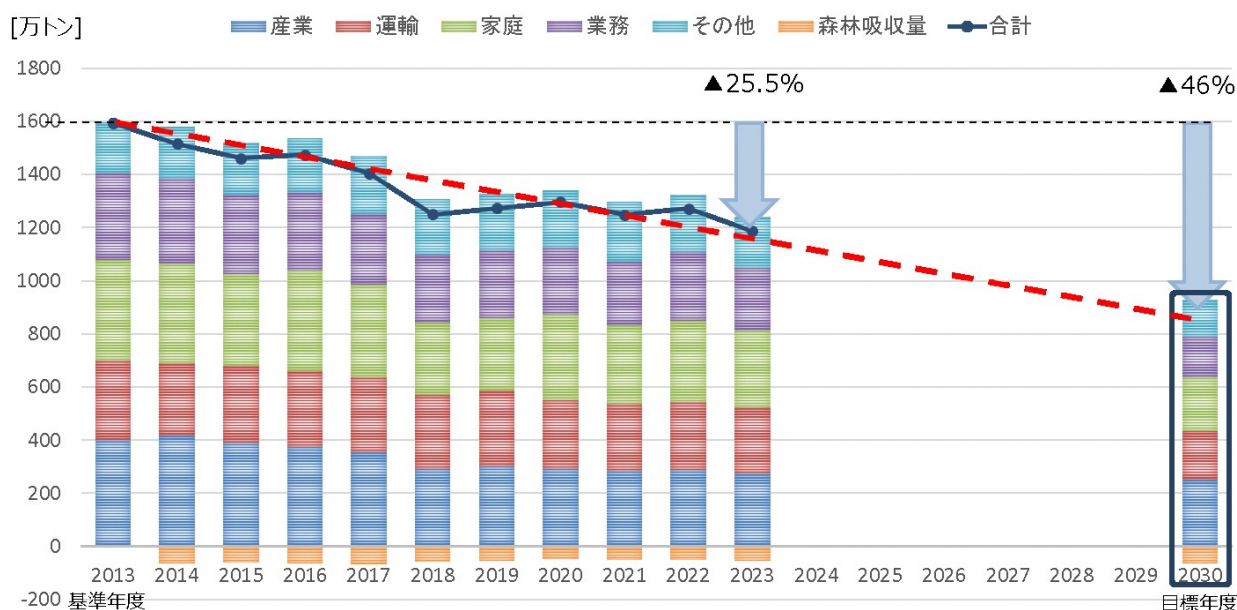
○ 京都府では、将来の世代に恵み豊かな環境を残すため、パリ協定が求める気温の上昇を1.5℃に抑える努力の追求が私たちの使命であると考え、令和2（2020）年2月に、「令和32（2050）年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。そして、その実現に向けて、これまでの取組の進捗を踏まえつつ、令和2（2020）年12月に京都府地球温暖化対策条例（平成17年京都府条例第51号）の改正を行い、令和12（2030）年度までに

²⁸ 気候変動の脅威への世界的な対応の強化と、持続可能な発展及び貧困撲滅の文脈の中で、1.5℃の気温上昇に係る影響、リスク及びそれに対する適応、関連する排出経路、温室効果ガスの削減（緩和）等に関してまとめられている。

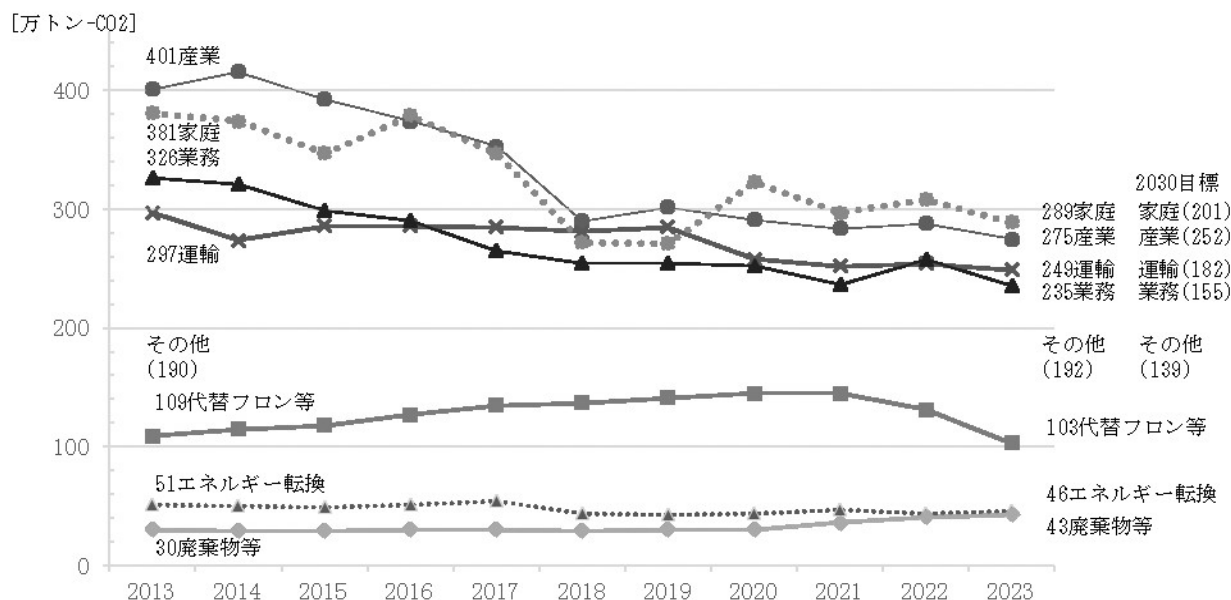
²⁹ 正味・実質という意味の英単語「net」と排出量ゼロの「zero」を組み合わせた言葉。再生可能エネルギーの導入や省エネにより、そもそもの温室効果ガスの排出量を削減するとともに、発生した温室効果ガスを、植林や森林保全活動等の取り組みで吸収・固定することによって、活動全体の排出量が差し引きゼロになっている状態を指す。

平成 25 (2013) 年度と比べて温室効果ガス排出量を 40%以上削減することを新たな目標として設定することとし、この新たな目標の達成に向けた方策を明らかにするため、令和 3 (2021) 年 3 月に「京都府地球温暖化対策推進計画」を策定しました。さらに、令和 5 (2023) 年 3 月には同計画において温室効果ガス排出量の削減目標を 46%以上とする目標の見直しを行い、令和 7 (2025) 年 2 月に国の「地球温暖化対策計画」が改定されたことを踏まえ、見直しに向けて取り組んでいます。

また、府内市町村においても、ゼロカーボンシティの表明や、地域の実情に応じた取組が進められています。こうした動きを背景に、府・市町村・府民・事業者が一体となって「オール京都」で脱炭素社会の実現に向けた行動を加速させています。



温室効果ガスの総排出量の推移



・エネルギー消費効率の向上や再生可能エネルギーの導入拡大等により、基準年度と比較して温室効果ガス排出量は減少している。一方で、コロナ禍等の社会情勢の影響もあり、排出量には変動がみられる。

部門別の府内温室効果ガス排出量の推移

①事業者に関する対策

- ・ 京都府地球温暖化対策条例に基づく温室効果ガスの排出量が多い事業者や小売電気事業者に対する排出量削減計画書等の報告・公表制度や環境マネジメントシステムの導入義務制度等により、事業者の自主的な取組による排出削減を促進するとともに、省エネ設備や、太陽光と蓄電池の同時設置等による自立型再生可能エネルギー設備の導入支援等に取り組んできました。
- ・ 地域金融機関・産業界・行政を構成団体とする「地域脱炭素・京都コンソーシアム」を設立するとともに、地域金融機関と中小企業が活用しやすいサステナビリティ・リンク・ローン（SLL）³⁰の仕組みである「京都ゼロカーボン・フレームワーク」を令和5（2023）年1月に構築し、京都府内の企業の大半を占める中小企業の脱炭素化に取り組んでいます。
- ・ サプライチェーンでの脱炭素化に意欲的な府内企業に対し、国内外におけるESG投資³¹の潮流の中で世界的な標準となりつつあるSBT³²等の認証取得、排出量削減目標や再生可能エネルギーの導入計画等の策定を支援しています。
- ・ 一方で、長期的な排出量削減目標の達成に向けて、更なる排出抑制が求められており、一層の省エネ促進・再生可能エネルギー普及が課題となっています。また、オゾン層保護対策として特定フロンから「代替フロン³³」への転換が進んだため、温室効果の高い代替フロンの排出量が増大していることから、地球温暖化防止のために代替フロンの排出抑制が求められています。

②建築物に関する対策

- ・ 一定規模以上の建築物を新築・増築する建築主に対する京都府地球温暖化対策条例に基づく特定建築物排出量削減計画書の報告・公表制度等を通じて、建築物の断熱、省エネ設備の導入等の温室効果ガスの排出量削減措置、再生可能エネルギーを利用するための設備の導入、一定量以上の府内産木材等の使用等を促進しています。
- ・ 建築物は温室効果ガスの排出に長期にわたり大きな影響を与えることから、京都府ZEB³⁴アドバイザー派遣事業等による既存の建築物も含めた一層の排出削減の取組や住宅の総合的なエネルギー消費抑制に向けた取組、再生可能エネルギーを利用するための設備のより一層の導入に向けた取組の促進が必要となっています。

③自動車交通に関する対策

- ・ 府内の温室効果ガス排出量の約2割を占める運輸部門の対策のため、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）を次世代自動車と位置付け、その普及に向けた取組を推進してきました。令和7（2025）年3月末時点における府内の次世代自動車の普及台数は15,199台となりましたが、「京都府地球温暖化対策推進計画」で定める目標の「20,000台」に向け、今後更なる普及が必要です。

³⁰ 借手が野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）を達成することを奨励するローンのこと。

³¹ 環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）といった要素を考慮する投資のこと。

³² Science Based Targets の略称で、温室効果ガス削減目標の指標のひとつ。2015年に採択されたパリ協定が求める温室効果ガス削減水準と整合した温室効果ガス削減目標のこと。

³³ 冷蔵庫やエアコンの冷媒、断熱材等に使用されているフロンの一種であり、オゾン層破壊効果のある特定フロンの代替として利用されているハイドロフルオロカーボン（HFC）の総称。オゾン層破壊効果はないものの、温室効果が二酸化炭素の数十倍から1万倍超と高く、地球温暖化防止のためには代替フロンの排出抑制対策が必要とされている。

³⁴ Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、省エネルギーにより使用するエネルギーを減らし、再生可能エネルギーにより使用するエネルギーを創ることで、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにする建物をいう。

④家庭に関する対策

- ・ 家庭部門に向けては、地球温暖化防止活動推進員等による出前講座等の啓発活動、学校や家庭で取り組む「夏休みCO₂ゼロチャレンジ」、家電販売店の従業員が省エネ性能のアドバイスを行うマイスター制度等により、省エネ意識の向上に取り組んできました。また、停電時にも活用できる太陽光と蓄電池の同時設置による自立型再エネ設備の導入支援や、省エネ効果の高い家電の購入支援、断熱・気密性能の高い省エネ住宅の新築・購入支援も行ってきました。
- ・ しかし、コロナ禍での生活様式の変化、世帯数や世帯当たりの家電製品の増加等により、家庭部門での温室効果ガスの削減は進んでおらず、府民への啓発に加え、省エネ家電・省エネ住宅の導入・普及に向けた取組や、家庭向け再生可能エネルギー導入支援等、家庭部門の削減強化が必要となっています。

⑤京都府自らの温暖化対策

- ・ 京都府自らの率先実行計画である「府庁の省エネ・創エネ実行プラン」（令和3（2021）年12月策定）に基づき、「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」に向け、本プランに基づき、府庁自ら率先して温室効果ガス排出量削減のための取組を進めています。
- ・ 削減目標の達成に向け、省エネの徹底（建築物のZEB化、庁舎のLED化等）、最大限の再エネ導入、再エネ電気の率先調達について、計画的・効率的に実施していく必要があります。

⑥気候変動の影響への適応策の推進

- ・ 「京都府地球温暖化対策推進計画」における適応策を拡充し、令和3（2021）年3月に「地域気候変動適応計画」として位置付けました。
- ・ また気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく「地域気候変動適応センター」として、令和3（2021）年7月、京都府、京都市、総合地球環境学研究所の3者で「京都気候変動適応センター」を設立し、地域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び府民や事業者への情報発信等を行う拠点としています。
- ・ 本センターでは、市町村や研究機関等との連携のもと、将来予測計算や地域気候変動適応計画の充実に必要な情報をさらに収集し、将来予測計算に向けた分析を進めるとともに、気候変動影響の評価や予測、適応策の検討等を進め、「京都ならではの変革的適応」を模索しています。また、事業の成果は、ホームページや広報誌、セミナー等により、広く発信しています。

〈 今後の施策展開における課題 〉

- 今後は、京都府が掲げる脱炭素社会の実現に向け、行政や企業、市民団体、個人等、あらゆる主体を巻き込んだ緩和策を加速しなければなりません。
- また、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、熱中症リスクの増加等、既に起こり始めている気候変動の影響に対する適応策についても、対策を急ぐ必要があります。
- このため、京都府の特性を活かして、一層の温室効果ガスの排出削減や再エネ設備の機能向上、気候変動影響への適応に資するイノベーションを創出する仕組みの構築等、環境と経済・社会課題の同時解決を目指した取組の推進が必要です。

1



2

(2) 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組

- ・ 京都府では、「再エネで電気を創り、貯めて、賢く使う」という新たな時代のエネルギー社会システムへの変革を目指し、家庭、事業者及び地域の各分野で再生可能エネルギーの導入を推進しています。
- ・ F I T制度³⁵開始により、太陽光発電を中心に急速に導入が拡大した一方、近年は買取価格の低下等により導入量の増加率が減少しています。
- ・ 今後は、脱炭素化の要請の高まりを受けた中長期的な将来を見据え、自家消費型の再生可能エネルギーの導入の一層の推進や、地域振興・地域レジリエンス向上に資する地域共生型の再生可能エネルギーの普及促進、既存電源の有効活用の取組等、再生可能エネルギーの「主力電源化」に向けた取組の一層の推進が必要です。

- 再生可能エネルギーの導入等の促進は、温室効果ガスの排出抑制を図る上で重要であるだけでなく、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保においても重要な取組です。

国においては、令和 7 (2025) 年 2 月 18 日に閣議決定した「第 7 次エネルギー基本計画」において、エネルギー政策の基本方針である S + 3 E³⁶の原則の下、エネルギー安定供給の確保に向けた投資を促進する観点から令和 22 (2040) 年やその先のカーボンニュートラル実現に向けたエネルギー需給構造を視野に入れつつ、今後取り組むべき政策課題や対応の方向性をまとめ、再生可能エネルギーについては、引き続き「主力電源化」を目指すことが示されました。

京都府では、平成 27 (2015) 年 7 月に京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（平成 27 年京都府条例第 42 号）を制定し、同条例に基づく再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策を実行するための「再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第 2 期）」においては、令和 12 (2030) 年度までに府内の総電力需要量の 36～38%を再生可能エネルギーで賄うとともに、府内の総電力需要量に対して 25%以上の再生可能エネルギーを導入することを目標に設定し、府内の省エネによる電力需要量の削減と再生可能エネルギーの導入の促進を図る総合的な施策に取り組んでいます。また、「第 7 次エネルギー基本計画」を踏まえた目標の見直し等に向けて取組を進めています。

- 具体的には、新たな時代のエネルギー社会システムを目指し、「再エネで電気を創り、貯めて、賢く使う」というコンセプトのもと、家庭、事業者及び地域の各分野で以下のとおり再生可能エネルギー導入等を推進しています。

①家庭向け施策

- ・ 家庭向けには、府民の方からの再生可能エネルギー導入に関する相談に対応し、適切な設備導入を提案できる人材を京都府が認証する「京都再エネコンシェルジュ認証制度」を実施しています。
- ・ また、市町村と連携した太陽光発電設備と蓄電池の同時導入支援制度や P P A 等の初期投資ゼロモデル³⁷による太陽光発電設備の導入促進、金融機関と連携した住宅への太陽光発電設備等の設置を支援する「スマート・エコハウス促進融資」を実施しています。

³⁵ 正式名称は「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」であり、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度のこと。

³⁶ 「安全性 (Safety)」を前提とした上で、「エネルギーの安定供給 (Energy Security)」を第一に考え、「経済効率性 (Economic Efficiency)」の向上、つまり低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に「環境への適合 (Environment)」を図る我が国のエネルギー政策の基本的な考え方のこと。

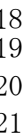
³⁷ 需要家が保有する場所を発電事業者が借りて無償で発電設備を設置し、発電した電気を需要家が購入する導入モデルのこと。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17

- 11
-
- 12
-
- 13
-
- 14
-
- 15
-
- 16
-
- 17

12
13
14
15
16
17

- 13
-
- 14
-
- 15
-
- 16
-
- 17



22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32

23
24
25
26
27
28
29
30
31
32

- 23
24
25
26
27
28
29
30
31
32

- 1 ○ 再生可能エネルギーを活用する上で、エネルギーを大規模かつ長期間貯蔵できる水素が
2 注目されており、今後は、再生可能エネルギーの主力電源化を支える水素社会の実現のため、
3 府内の水素需要の拡大や府民の水素への理解醸成の取組が必要です。
4

(3) 自然に親しみ自然とともに生きる地域づくり

- ・ 京都府では、生物多様性の保全のため、生物多様性情報の集積と利活用、府民協働による希少種保全活動、外来生物対策、国定公園の整備等を推進しています。
- ・ しかしながら、府内では絶滅のおそれのある野生生物の種数が増加する等、貴重な生物多様性が失われつつあります。
- ・ 今後、従来の生態系維持・回復対策に加え、「30by30 目標」に向けた地域における生物の多様性の増進のための活動（以下、地域生物多様性増進活動という）や企業による自然資本に配慮した持続可能な事業活動を支援する取組が重要であり、「きょうと生物多様性センター」を核とし、多様な主体との連携により生物多様性の保全・利活用を進めていくことが重要です。

○ 地球上には数百万種とも言われる生物種が存在しており、そうした生きものや生態系の豊かさのことを「生物多様性」と言います。私たちの暮らしは、衣食住や水の供給、気候の安定等、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恩恵によって支えられており、これらの恩恵を「生態系サービス」と呼びます。このように私たちの生活に密接に関わる生物多様性は、現在、主に人間の様々な活動により、危機的な状況にあります。

そこで、平成 4（1992）年には、生物多様性の保全等を目指す国際条約「生物多様性条約」が締結され、それを受けて日本国内でも「生物多様性国家戦略」（平成 7（1995）年）や生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）が定められる等、様々な取組が始められました。

○ 令和 4（2022）年 12 月には、「生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）」において新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、令和 12（2030）年までにとるべきミッションとして、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」といういわゆるネイチャーポジティブが掲げられました。

そして、国内では、ネイチャーポジティブの実現のために「生物多様性国家戦略 2023－2030」（令和 5（2023）年 3 月）が策定され、令和 12（2030）年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標」の達成に向けた、戦略と行動計画が示されました。

○ 府内では 13,000 種以上の野生生物が確認されており、その豊かな生物多様性は、複雑な地理的条件や多彩な生態系が様々な形で関わり合うバランスの上に成り立っています。先人たちはそうした自然から得られる恵みにより、個性豊かな京都の文化を築きながら暮らしてきました。

○ しかしながら、京都府でもやはりその貴重な生物多様性は失われつつあります。府内の絶滅のおそれのある野生生物の種の現状を取りまとめた「京都府レッドデータブック」（平成 14（2002）年作成、平成 27（2015）年改訂）に掲載されている種数は、平成 14（2002）年版では 1,595 種でしたが、平成 27（2015）年版では 1,935 種まで増加しました。この数字は府内で確認されている野生生物種（13,074 種）の約 15%に当たるものです。

原因は、開発や乱獲、ニホンジカやイノシシ等の野生鳥獣による食害や外来生物の急増、維持管理のされなくなった里地・里山の増加、人々の「自然離れ」等、きわめて多岐にわたります。

○ 生物多様性を守り、持続的に利用していくことは、私たちだけでなく、将来の世代のためにも必要です。特色ある京都の文化の礎であり賜物でもある生物多様性を守ることは、京都の魅力を高め、地域創生の潜在力を向上させることにもつながる重要な取組になります。こうした認識の下、京都府では様々な施策を進めています。

①生物多様性の保全に向けて

- ・ 生物多様性の保全と持続可能な利用を定めた総合的な基本計画として、平成 30（2018）年 3 月に「京都府生物多様性地域戦略」を策定（令和 5（2023）年 10 月一部改定）し、同戦略のリーディングプロジェクトとして、生物多様性に係る情報の集積・利活用・継承を行う「きょうと生物多様性センター」の運営を令和 5（2023）年 4 月に開始しました。
- ・ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成 19 年京都府条例第 51 号）に基づく指定希少野生生物の保全事業を府民との協働により推進しており、指定希少野生生物³⁹33 種及び 1 種 2 地域個体群について保全回復事業計画を策定し、アユモドキ、ヤマトサンショウウオ、ベニバナヤマシャクヤク等 11 種について保全団体と協働して保全に取り組んでいます。
- ・ 外来生物による生態系等への被害防止対策としては、農産物への被害が大きいアライグマ及びヌートリアに対する府市町村協議会での広域的防除や、京都市、地元住民等との協働・連携によるアルゼンチンアリ防除等を実施しています。平成 30（2018）年度には「侵入特定外来生物バスターズ」事業を開始し、ヒアリ、クビアカツヤカミキリ、オオバナミズキンバイを対象として、侵入監視や初期防除の徹底に取り組んでいます。

②自然とのふれあいの機会の充実

- ・ 自然とふれあう場の創出や、貴重な自然環境、景観、里地・里山の保全に関する取組として、自然公園⁴⁰、長距離自然歩道⁴¹、京都府自然環境保全地域⁴²等を指定し、整備や利活用を進めています。
- ・ 国定公園等の自然公園や、長距離自然歩道、自然環境保全地域において、案内板やトイレ等の整備を行い、関係市町村や地域等が展開するエコツーリズムの推進に寄与しています。
- ・ 都市公園である京都府立丹後海と星の見える丘公園においては、公園内での環境学習の取組を実施しており、年間約 7,000 人が環境学習に参加しています。

③生命を育む自然の保全と創出

- ・ 平成 28（2016）年 3 月には、芦生地域を中心とした由良川及び桂川上中流域の広大なエリアが「京都丹波高原国定公園」として新規指定されました。これは、人と自然の相互作用により生み出された景観（文化的景観）が高く評価されたものです。その発信拠点として、平成 30（2018）年 3 月に「京都丹波高原国定公園ビジターセンター」を整備し、さらに、令和 2（2020）年 3 月には公園区域の拡大が行われました。
- ・ 山陰海岸国立公園を中心とした山陰海岸地域では、多様かつ貴重な地質・地形が多く存在することから、平成 22（2010）年 10 月に「山陰海岸ジオパーク⁴³」としてユネスコ世界

³⁹ 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例において、保全すべき種として指定される生物種。捕獲や所持、譲渡し等が規制されるとともに、それぞれの種について、府民協働による保全回復事業を行うこととしている。

⁴⁰ 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）により指定される公園。国が指定する国立公園と国定公園、都道府県が指定する都道府県立自然公園の 3 種類がある。

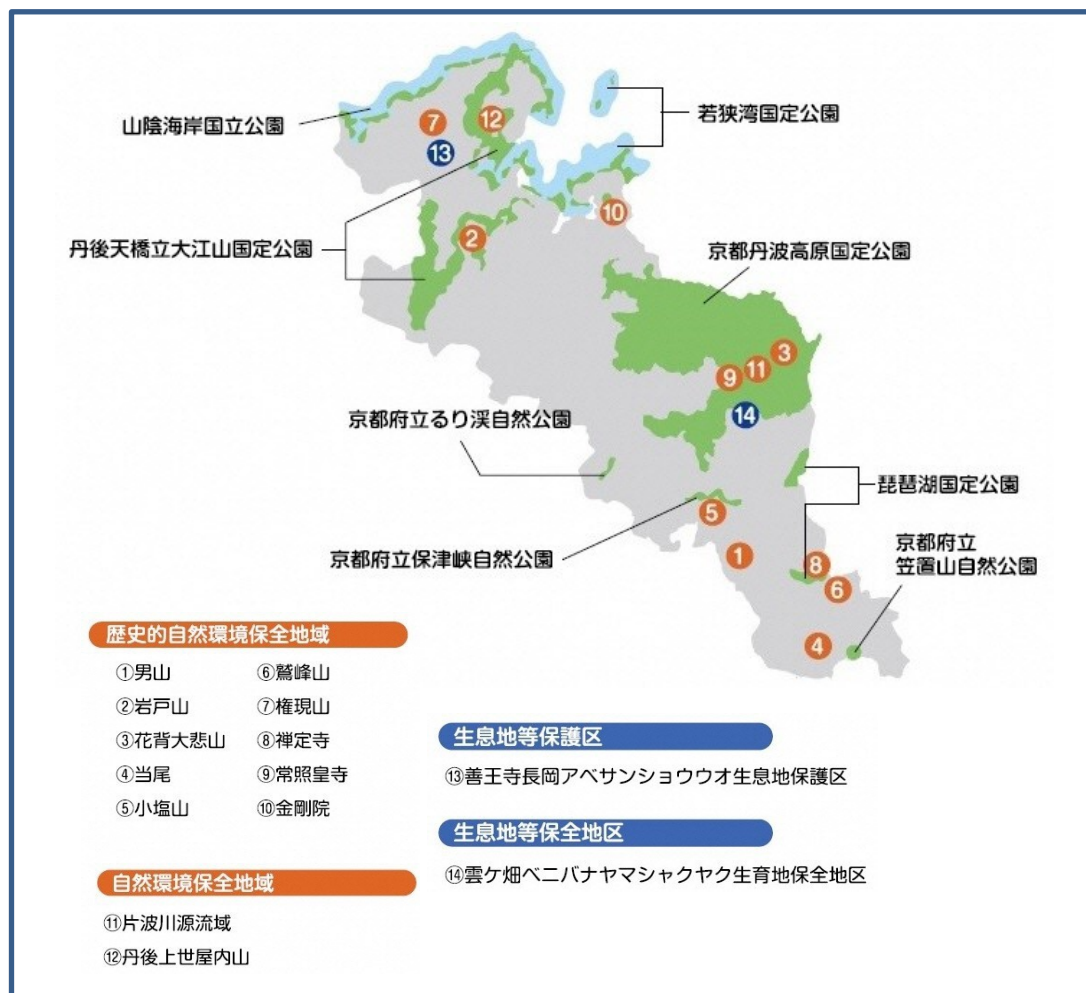
⁴¹ 豊かな自然や歴史、文化にふれあうとともに、健全な心身の育成や自然保護に対する理解を深めることを目的として整備された、長距離の自然歩道。環境省が計画を定め、各都道府県が整備、管理運営する。京都府内には東海自然歩道、近畿自然歩道が通過している。

⁴² 原生的な自然として各種多様な生物種を保存する学術上高い価値を持つ自然環境を、府民の財産として未来に継承するため、京都府環境を守り育てる条例に基づいて指定する地域

⁴³ 科学的に貴重な、あるいは景観として美しい地形や地質を有し、これらの資源を持続的に研究、教育、観光等に活用している地域、地区

ジオパークに認定されました。現在、関係府県・市町、民間団体が構成する「山陰海岸ジオパーク推進協議会」を中心に、地質遺産の保全、地域活性化への活用等が進められており、京都府も協議会の活動への支援を行っています。

- ・ 都市部においては、ヒートアイランド現象の抑止や都市環境の改善を図るため、京都府地球温暖化対策条例に基づき、一定規模以上の建築物について緑化を義務付けています。平成 19（2007）年度から令和 6（2024）年度までの間に 662,327 m²（1,116 件）が緑化されました。



京都府内の自然公園・保全地域等一覧

〈 今後の施策展開における課題 〉

- これまで様々な取組を進めてきましたが、府内の生物多様性は依然として危機的な状況にあります。また、気候変動や森林破壊等によって生態系のバランスが崩れ、人間と野生生物が接触する機会が増えたことが、様々な感染症が発生するリスクの要因と言われています。
- 生物多様性の持続可能な保全と利活用に向けて、生態系の保全、自然環境学習の機会や担い手育成の場づくり、自然資源の適正利用による里地・里山の保全やグリーンインフラ⁴⁴等の取組を推進するとともに、「30by30 目標」に向けた地域生物多様性増進活動や企業による自然資本に配慮した持続可能な事業活動を支援していくことが必要です。
- また、「きょうと生物多様性センター」を核として、多様な主体の積極的な参画と連携・協力関係を構築し、保全活動や交流を通じた地域の活性化や社会の生物多様性に対する気運の醸成を進めていくことが必要です。

⁴⁴ 第 5 章 2 (2) 参照

京都府レッドデータブックの掲載種数の推移

上段は 2015 年版、下段（ ）内は 2002 年版の掲載種数

	絶滅種	絶滅寸前種	絶滅危惧種	準絶滅危惧種	要注目種	計	自然環境 目録
哺乳類	2 (2)	9 (10)	6 (4)	7 (5)	3 (4)	27 (25)	52 (48)
鳥類	0 (0)	8 (8)	48 (49)	50 (45)	2 (2)	108 (104)	358 (336)
は虫類	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	10 (11)	12 (12)	16 (16)
両生類	0 (0)	4 (3)	1 (2)	3 (2)	11 (12)	19 (19)	22 (22)
淡水魚類	3 (2)	12 (11)	14 (13)	6 (5)	8 (9)	43 (40)	116 (114)
昆虫類	28 (24)	82 (84)	106 (104)	68 (62)	213 (174)	497 (448)	7,083 (6,389)
クモ類	0 (0)	0 (0)	5 (6)	3 (3)	2 (0)	10 (9)	357 (303)
甲殻類及びその他の 淡水産無脊椎動物	0 (0)	0 (1)	1 (0)	2 (3)	3 (1)	6 (5)	43 (19)
陸産貝類	0 (0)	4 (1)	8 (10)	16 (9)	15 (21)	43 (41)	114 (112)
淡水産貝類	5 (0)	9 (5)	5 (9)	4 (3)	2 (1)	25 (18)	51 (47)
動物 計	38 (28)	128 (123)	194 (197)	161 (138)	269 (235)	790 (721)	8,212 (7,406)
シダ植物	5 (5)	36 (27)	33 (30)	16 (13)	32 (33)	122 (108)	357 (264)
種子植物	45 (62)	222 (157)	224 (141)	182 (142)	75 (54)	748 (556)	2,420 (2,196)
コケ植物	4 (0)	44 (53)	46 (47)	36 (35)	8 (3)	138 (138)	552 (553)
車軸藻類	0	0	0	0	19	19	21
地衣類	0	0	1	22	0	23	163
菌類	3 (5)	31 (33)	7 (0)	27 (25)	27 (9)	95 (72)	1,349 (1,106)
植物・菌類 計	57 (72)	333 (270)	311 (218)	283 (215)	161 (99)	1,145 (874)	4,862 (4,119)
野生生物 計	95 (100)	461 (393)	505 (415)	444 (353)	430 (334)	1,935 (1,595)	13,074 (11,525)

【京都府レッドリスト カテゴリー】

絶滅種：京都府内ではすでに絶滅したと考えられる種

絶滅寸前種：京都府内において絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧種：京都府内において絶滅の危機が増大している種

準絶滅危惧種：京都府内において存続基盤が脆弱な種

要注目種：京都府内の生息・生育状況について、今後の動向を注目すべき種及び情報が不足している種

(4) 限りある資源を大切に作る循環型社会づくり

- ・ 京都府では、循環型社会の実現に向けて、廃棄物の 3 R の取組を推進しています。
- ・ 府内の廃棄物排出量は着実に減少している一方で、プラスチックごみのように一層の 3 R が必要となる分野も見受けられます。
- ・ 今後は、新たな技術や仕組みの導入、ライフスタイルの見直しを通じて、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の発生抑制、再使用の 2 R⁴⁵ の取組がより進む社会システムが構築され、廃棄物が限りなく削減された循環型社会の実現に向けた取組を加速化する必要があります。

○ 令和 2（2020）年 3 月に E U が新たな「循環経済行動計画」を打ち出し、令和 4（2022）年 3 月には国連総会において「循環経済に関する決議」がなされる等、循環経済への移行に向けた取組は世界的な潮流となっています。また、令和 5（2023）年 7 月に E U が自動車の再生プラスチック最低含有率の義務化等が盛り込んだ E L V 規則案⁴⁶を示す等、国際的に再生材の利用を進める動きが顕在化しています。

○ 我が国においては、令和 6（2024）年 8 月、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を鍵として、循環型社会を実現するための「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。また、同年 5 月には、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、再資源化事業等の高度化に係る認定制度等を定めた資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律が成立し、2025 年中に本格施行が予定されています。

○ 京都府では、平成 15（2003）年に「京都府循環型社会形成計画」を策定し、以降 3 回にわたりこれを改定し（直近は令和 4（2022）年）、循環型社会づくりを計画的に進めるため、一般廃棄物の処理を担当する市町村や産業廃棄物を排出・処理する事業者と連携して、廃棄物の発生抑制や再使用を基本とする 3 R に取り組んでいます。

① 廃棄物処理対策の状況

- ・ 京都府内においては、1 年間に約 70 万トンの一般廃棄物と約 440 万トンの産業廃棄物⁴⁷が排出されています（一般廃棄物は令和 5（2023）年度実績、産業廃棄物は令和元（2019）年度実績。本段落では以下同じ。）。これらは、リサイクルや焼却等の減量処理を行った後、約 9 万トンの一般廃棄物と約 11 万トンの産業廃棄物として最終処分場に埋め立てられています。一般廃棄物の排出量については、府民 1 人当たり 1 日 749 g となり、全国平均（851 g）を下回っています。
- ・ また、産業廃棄物については、その排出抑制等を目的として、最終処分場に搬入される産業廃棄物に対する「産業廃棄物税」導入（平成 17（2005）年 4 月）、「産業廃棄物の減量・リサイクル戦略プラン」策定（平成 18（2006）年 12 月）、「産業廃棄物減量・リサイクル推進ネットワーク協議会」設置（平成 20（2008）年 7 月）等、継続的な取組を進め、平成 23（2011）年 6 月には、府内の産業界、廃棄物処理業界、研究機関、京都府、京都市が連携し、府内企業に対する産業廃棄物の減量・リサイクルの取組支援を目的に「京都府

⁴⁵ 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取組が遅れているリデュース、リユースを特に抜き出して「2 R」としてまとめて呼称しているもの。

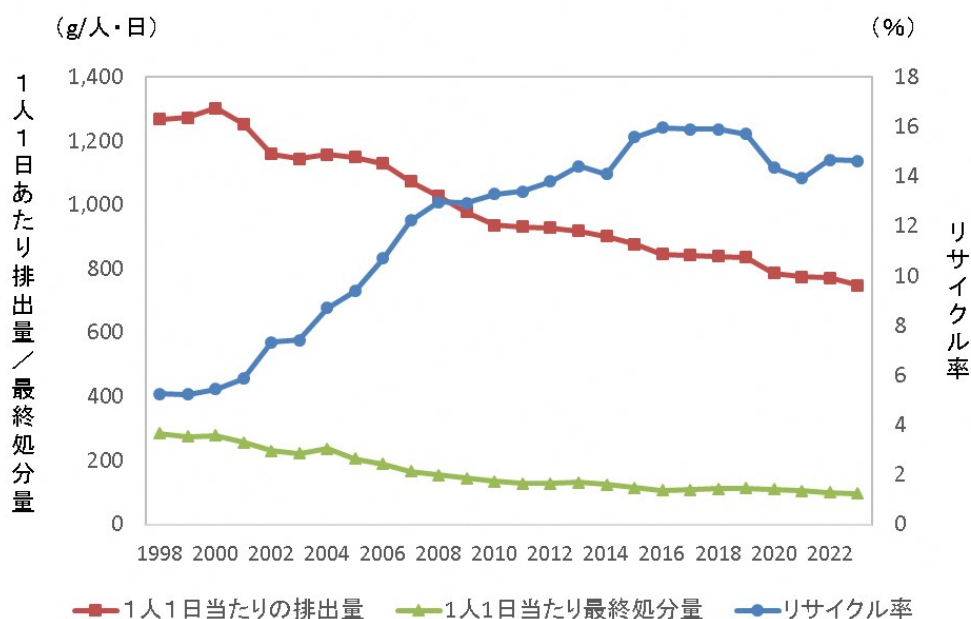
⁴⁶ 欧州連合（E U）が 2023 年 7 月に公表した、現行の E L V 指令（End of Life Vehicle 指令、廃自動車指令）等を改正する「自動車設計の循環性要件及び廃自動車管理に関する規則案」。同規則案では、自動車の再生プラスチック最低含有率の義務化等が盛り込まれている。

⁴⁷ 「産業廃棄物」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定される、事業活動に伴って排出される燃え殻、汚泥、廃プラスチック類等の廃棄物のことであり、「一般廃棄物」とはそれ以外の廃棄物をいう。

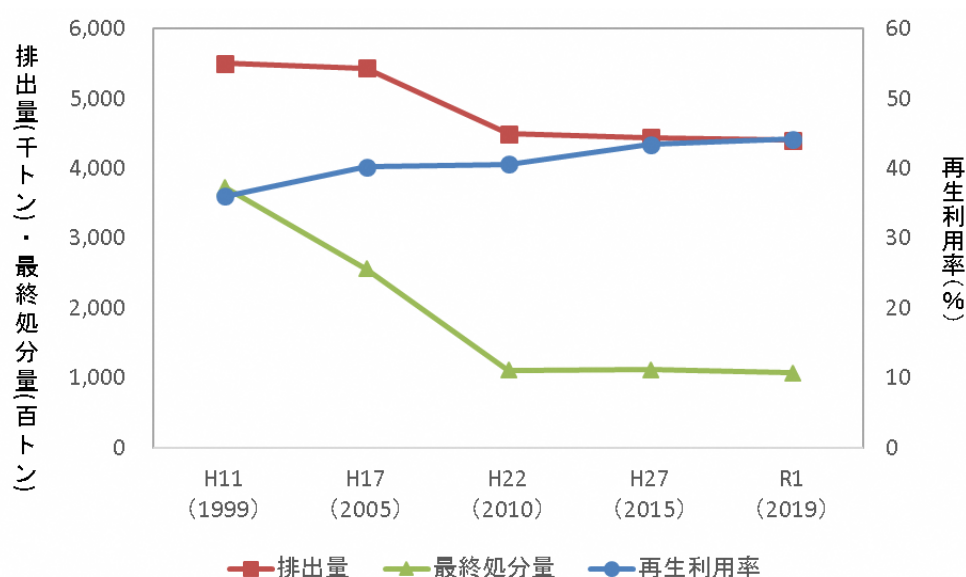
産業廃棄物減量・リサイクル支援センター」を設立（平成 24（2012）年から「一般社団法人京都府産業廃棄物 3 R 支援センター」に改称）し、産業廃棄物税を活用した産業廃棄物の 3 R の総合的な支援を進めています。

こうした取組によっても、なお埋め立てせざるを得ない廃棄物の処分先として、最終処分場の確保は避けることのできない課題であり、京都府では、本来、民間事業者が設置する産業廃棄物最終処分場を補完するため、公共関与による最終処分場の確保にも努めてきています。京都府が出資している株式会社京都環境保全公社は、最終処分場を有し、さらに収集運搬・中間処理も含めた一貫処理システムにより産業廃棄物適正処理事業を実施しており、今後の循環経済への移行を支える役割も期待されます。

また、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成 26 年京都府条例第 15 号）に基づく手続を通して、地域における合意形成が円滑に行われ、生活環境の保全を確保しています。



一般廃棄物の排出量等の推移



産業廃棄物の排出量等の推移

②不法投棄対策の推進

- ・ 不法投棄対策については、市町村、他府県、警察等の関係機関と連携し、監視パトロールを強化するとともに、京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例（平成 14 年京都府条例第 42 号）等に基づき、不法投棄等の早期発見、早期対応による未然防止と原状回復に全庁を挙げて取り組んでいます。

③プラスチックごみの削減

- ・ 「京都府循環型社会形成計画」に基づき、使い捨てプラスチックの削減、プラスチックごみの 3 R の促進、海洋プラスチックごみ対策に取り組んでいます。
- ・ 具体的には、事業者とマイボトルの普及に関する協定の締結、府主催イベント時における給茶スポットの設置・普及活動やプラスチック対策セミナーの開催、リユース容器導入補助事業、代替プラスチック製品の技術開発補助事業等を行ってきました。

④海岸漂着物対策

- ・ 京都府北部日本海側においては日本三景の一つ「天橋立」等優れた自然景観が形成されていますが、近年、国内外からの大量の海岸漂着物や漁業への影響等が見受けられます。
- ・ 国が海岸漂着物処理推進法⁴⁸（平成 21 年法律第 82 号）を制定（平成 21（2009）年 7 月）するとともに、同法に基づく基本方針を策定（平成 22（2010）年 3 月）したことを受け、京都府では府域における海岸漂着物対策の総合的かつ効果的な推進を目的として、平成 23（2011）年 12 月、「京都府海岸漂着物対策推進地域計画」を策定し、国、市町村、府民等と連携して、海岸漂着物の回収・処理、発生抑制対策等を講じています。

⑤食品ロスの削減

- ・ 我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、令和 4（2022）年度は約 472 万トン（推計値）の食品ロスが発生しています。その中で、令和元（2019）年 10 月に、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）が施行され、令和 2（2020）年 3 月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が示され、令和 7（2025）年 3 月に、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までを対象とした第 2 次基本方針が示されました。京都府では「京都府食品ロス削減推進計画」（令和 4（2022）年 3 月）を策定し、多様な主体と連携しながら地域の実情に応じた取組を推進しています。

また、10 月の「食品ロス削減月間」では、民間企業と連携し府内全域で食品ロス削減に向けた啓発を行うほか、食品ロス削減等の取組を実践する事業者に対する「食べ残しゼロ推進店舗」認定事業や市町村等と連携したセミナー等の開催、企業や団体によるフードドライブ⁴⁹活動の募集等の施策を進めています。

⑥災害廃棄物処理対策

- ・ 近年頻発している地震や水害等の自然災害において、多量の災害廃棄物が発生し、その処理が復旧・復興における大きな課題となっています。京都府では、これに備えるため平成 31（2019）年 3 月に「京都府災害廃棄物処理計画」を策定しました。
- ・ 府内各市町村においても災害廃棄物処理計画の策定が進むよう、令和元（2019）年 6 月に「市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル」を作成し、令和 7 年 3 月時点では 26 市町村中 25 市町村が計画を策定済みです。

⁴⁸ 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律

⁴⁹ 家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動

⑦PCB廃棄物の処理体制の整備

- ・ 強い毒性が問題となり、昭和 47（1972）年に製造中止となったポリ塩化ビフェニル（PCB）については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）に基づく適正処理のための体制整備が進められてきました。

京都府でも、同法に基づき平成 16（2004）年 7 月「京都府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、府内における PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理に向けて、PCB 廃棄物を保管する事業者等に対し、指導を行っています。

処理の対象となる PCB 廃棄物については、当初から対象とされた変圧器、コンデンサーに加え、蛍光灯安定器も対象となることが後から判明した経緯があり、今後、それぞれの特性を踏まえた適正処理を指導していきます。

〈 今後の施策展開における課題 〉

- 資源の投入量・消費量を抑えつつ、製品等をリユース・リペア・メンテナンス等により長く利用し、循環資源をリサイクルする 3 R の取組を進め、再生可能な資源の利用を促進し、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて資源・製品の価値を回復、維持又は付加することによる価値の最大化を目指す循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が、資源消費を最小化し廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等を実現し、循環型社会を形成するため必要です。
- また、廃棄物の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から不可欠であり、循環型社会を形成するための前提となるものです。引き続き、不法投棄の未然防止や PCB 廃棄物の早期処理等に向けた対応が必要です。また、災害時の備えとして、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施するための体制の確保も求められます。

(5) 府民生活の安心安全を守る環境管理の推進

- ・ 京都府では、府民生活の安心安全を守るため、大気や水質等の環境モニタリングを実施するとともに、発生源への指導監督等により環境リスクの管理に取り組んでいます。
- ・ これまでの取組の結果、大気や水質等の環境基準は一定達成している状況にあります。
- ・ 今後も、環境リスクを適切に管理していくため、アスベスト等環境リスクの高い有害物質の対策を強化するとともに、環境モニタリングを着実に実施し府民に情報提供していくことが必要です。

- 我が国では、高度経済成長期における産業の重化学工業化等に伴う環境負荷の増大により、大気汚染や水質汚濁等の産業型公害が全国的に拡大、深刻化し、国による法整備等が進められました。京都府においても、この間、淀川水系河川の水質汚濁等の問題があり、体制の整備や条例の制定等、公害行政を積極的に行ってきました。
- このような法整備等に加え、環境技術の進展等により産業型公害は減少しましたが、生活を便利にするため、多種多様な物を大量に生産、消費、廃棄する社会経済活動やライフスタイルの広がりにより、ダイオキシン類⁵⁰等の新しい有害化学物質による環境汚染が問題となり、京都府においても環境モニタリングや発生源対策を行ってきました。
- その中で、有機フッ素化合物（PFAS⁵¹）の一部については、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」で廃絶対象となり、我が国においても化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）（昭和48年法律第117号）で製造・輸入等が禁止となりました。PFASについては、内閣府食品安全委員会のリスク評価を受け、一部の物質が水道法の水質基準項目に位置付けられる等の動きがある一方、PFASに係る科学的知見が十分でないため、引き続き国の専門家会議等が知見を収集し、総合的な対応が検討されているところです。
- また、アスベストを含む建築材料を使用している建築物の解体件数は、国土交通省の推計によれば今後増加し、令和10（2028）年頃にピークを迎えるとされています。そのため、解体に伴うアスベスト飛散防止対策の更なる強化を進めています。
- 大気汚染、公共用水域や地下水等の水質汚濁、土壌汚染を防止し、また、有害化学物質による環境汚染を防止することにより、府民の健康と生活環境を守るための施策は、環境行政の出発点であり、今後も揺るぎなく着実に取り組んでいく必要があります。

⁵⁰ ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）では、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をダイオキシン類と定義している。塩素の数や付く位置によりPCDFは135種類、PCDDは75種類、コプラナーPCBは12種類と多くの異性体があり、毒性の強さはそれぞれ異なっている。主に廃棄物の焼却等で塩素を含む物質が不完全燃焼することにより非意図的に生成し、環境中に放出される。食物連鎖を通してプランクトンや魚介類に取り込まれていくことで、生物にも蓄積していくと考えられている。

⁵¹ 主に炭素とフッ素からなる化学物質で、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物のことを指し、1万種類以上の物質があるとされている。その中には撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の物性を示すものがあり、溶剤、界面活性剤、繊維・革・紙・プラスチック等の表面処理剤、イオン交換膜、潤滑剤、泡消火薬剤、半導体原料、フッ素ポリマー加工助剤等、幅広い用途で使用されている。PFASの1種であるPFOS、PFOA、PFHxSはそれぞれ平成22（2010）年、令和3（2021）年、令和6（2024）年に化審法により製造・輸入等が原則禁止された。

①環境モニタリングの状況

・ 京都府内の大気環境は、PM_{2.5}、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素について全てのモニタリング局で環境基準⁵²を達成できていますが、光化学オキシダント⁵³は全国の状況と同じく環境基準を達成していません。なお、健康被害が生じるおそれがあるときに発令する光化学スモッグ注意報の発令日数は、平成 24（2012）年度以降年間 0 ～ 3 日で推移しています。

・ 公共用水域の水質は、環境基準をほぼ達成していますが、日本海側の閉鎖性水域については、COD⁵⁴、全窒素及び全燐の環境基準が達成できていない状態が続いています。京都府北部の阿蘇海については、地域住民や関係団体・自治体等の協働により、「里海」の考え方を取り入れた総合的な取組が進められています。また、府民参加型の水質調査として、身近な河川の生態系を調査することで水辺環境への関心を高め、主体的な環境保全の取組を広げる「身近な川の生物調査」を実施しており、参加府民の輪が広がっています。

②有害化学物質に関する発生源監視

- ・ ダイオキシン類等の有害化学物質に関する環境リスク事案は、新たな汚染防止のためにも、引き続き発生源監視等の対策が必要です。
- ・ 建築物等の解体等工事において適切な事前調査が行われるよう指導を強化する等、アスベストの環境中への飛散防止対策が必要です。

③感覚公害の多様化への対応

・ 騒音・振動・悪臭といったいわゆる感覚公害については、事業活動に起因するものから日常生活に起因するものまで多岐にわたるとともに、社会情勢に応じて新たな課題も発生していることから、引き続き市町村等と連携した十分な対応が必要です。

④戦略的環境アセスメント制度の導入

・ 平成 25（2013）年 12 月に「戦略的環境アセスメント制度⁵⁵」を導入し、事業の早期段階から地域住民の意見を取り入れるとともに、適正な環境配慮を求めています。しかし、近年においても、地域への十分な配慮がなされずに開発が計画されて社会問題となる事案は発生しており、引き続き事業者の環境配慮を促し、地域との調和を確保することが求められています。

⁵² 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）で、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と規定されており、大気、水質、土壌及び騒音について、公害防止に関する各種の施策を実施するに当たり、その行政上の目標として定められたもの（人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするもの）をいう。

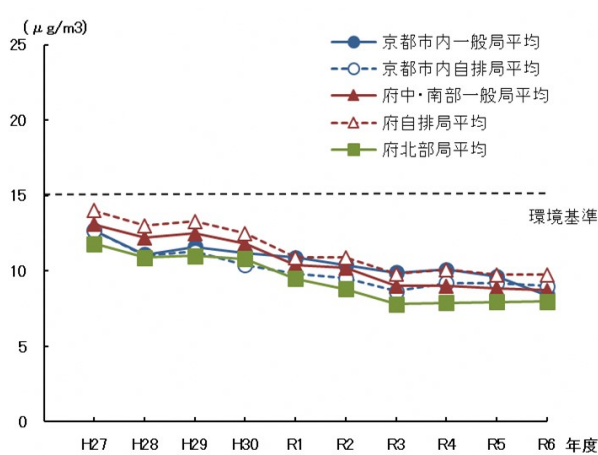
⁵³ 工場や自動車等から排出される窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）を主体とする一次汚染物質から太陽光線の照射を受けて生成（光化学反応）されるオゾン等の二次汚染物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器系への影響を及ぼす。

⁵⁴ Chemical Oxygen Demand の略。水中の有機物等を化学的に酸化するために必要な酸素の量。値が大きいほど汚濁の程度が大きいことを示す。

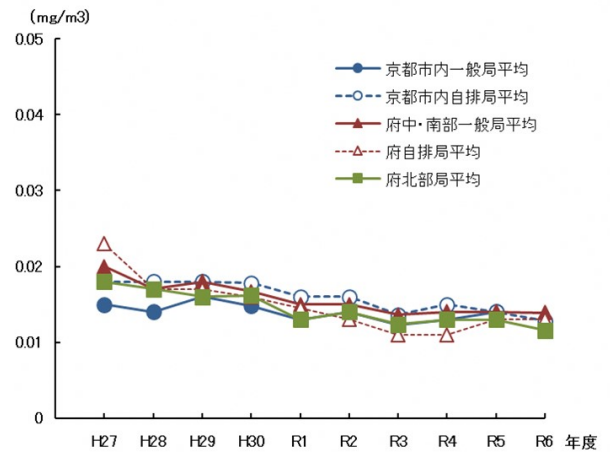
⁵⁵ 土地の形状変更や工作物の新設等といった事業の実施前に、事業者が事業による環境影響を調査、予測及び評価し、環境保全対策を検討するとともに、その過程を公開して住民や自治体から意見を聴くこと等を通じて、環境保全上より望ましい配慮が事業者自らにおいてなされることを目的とした制度を「環境影響評価制度（環境アセスメント制度）」という。また、事業の実施を前提とした段階で行われる従来の環境アセスメント制度に対して、より早期の事業計画段階等において環境配慮を組み込むための制度を「戦略的環境アセスメント制度」という。

〈 今後の施策展開における課題 〉

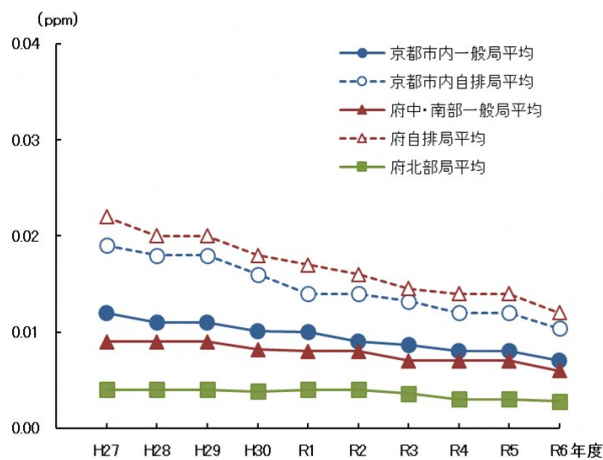
- 環境リスクを管理し、府民の安心安全を支えるため、引き続き、工場・事業所へ計画的な立入検査を実施する等、発生源に対する指導監督を行うとともに、今後増加する解体工事を見据えたアスベスト飛散防止対策の強化等、環境リスクの高い有害物質による環境影響の回避・低減を図ること、また、環境モニタリング（PFAS等の未規制物質を含む。）の適切な実施やその結果を府民に分かりやすく発信していくことが必要です。
- 一部の地域で局地的に比較的高濃度のPFOS及びPFOAが検出される等、関心が高まっているPFASを始めとして、健康影響等に係る科学的知見が十分でない物質等についての最新の知見を分かりやすく発信していくことが必要です。



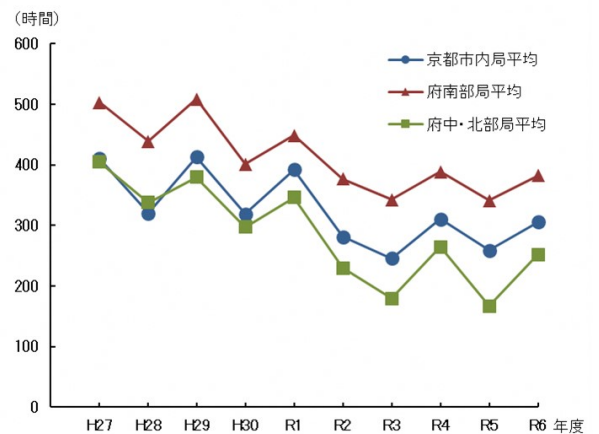
微小粒子状物質(PM2.5)年平均値の経年変化



浮遊粒子状物質年平均値の経年変化

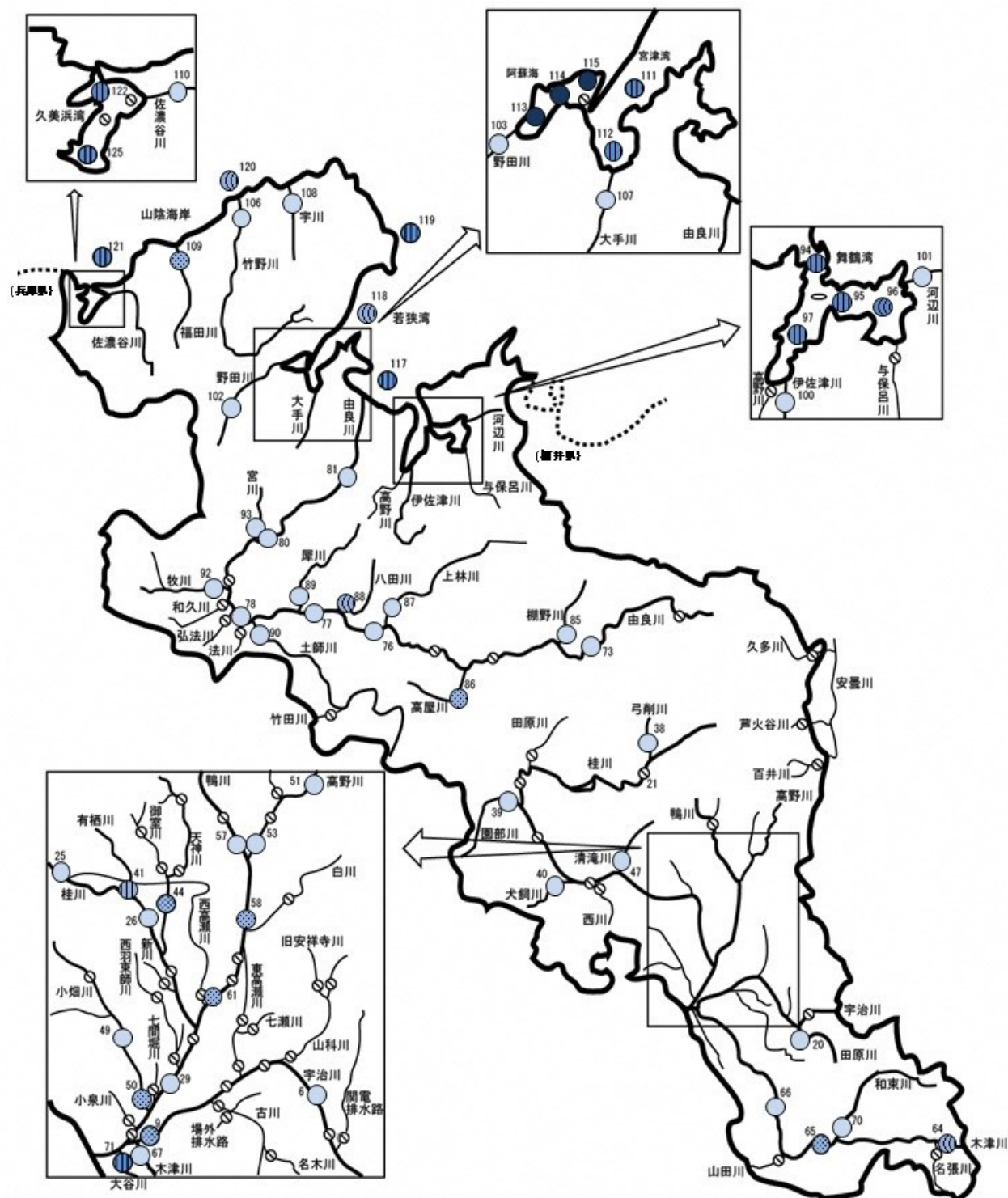


二酸化窒素年平均値の経年変化

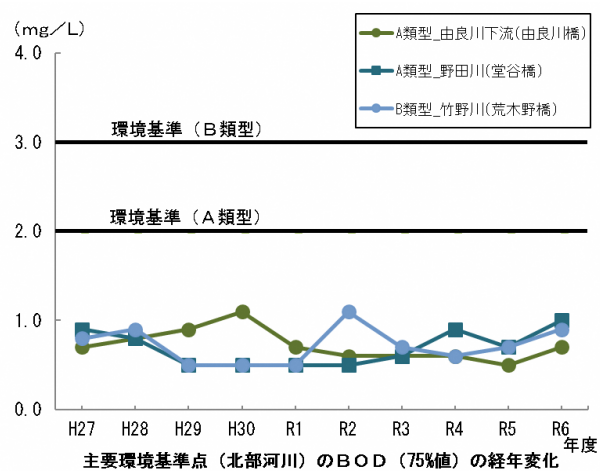
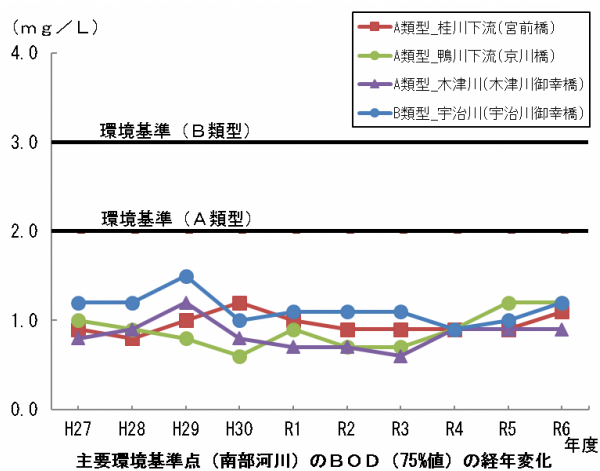


光化学オキシダント環境基準(0.06ppm)超過時間数の経年変化

大気環境モニタリングの状況



凡 例	○測定地点(○環境基準点以外) * 地図上の数値は地点番号	
	河川(BOD)又は海域(COD)の75%水質値(mg/L) (75%水質値:BOD又はCODの環境基準の達成状況の年間評価に用いる値) 1 2 3 5 ＜河川環境基準値＞ AA類型(1以下):自然標榜等の環境保全に必要とされる限度 A類型(2以下):ヤマメ、イワナ等の特にきれいな水を好む魚の生息に適する限度 B類型(3以下):サケ、アユ等のきれいな水を好む魚の生息に適する限度 C類型(5以下):コイ、フナ等の比較的汚濁に強い魚の生息に適する限度 D類型(8以下):農業用水に利用する限度 E類型(10以下):遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度 ＜海域環境基準値＞ A類型(2以下):自然標榜等の環境保全に必要とされる限度 B類型(3以下):マダイ、ブリ、ワカギ等の生息に適する限度 C類型(8以下):遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度	



主要環境基準点のBOD⁵⁶の経年変化（左：南部河川、右：北部河川）

⁵⁶ Biochemical Oxygen Demand の略。微生物が水中の汚濁質を分解するために必要とする酸素の量。値が大きいほど汚濁の程度が大きいことを示す。

第3章 京都府の将来像

京都府の将来像（令和32（2050）年頃）

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会
～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

京都府には、面積の4分の3を占める森林をはじめ海や川、里地・里山等の豊かな自然があります。また、府内には13,000種以上の野生生物が確認されており、その豊かな生物多様性は、複雑な地理的条件や多彩な生態系が様々な形で関わりあうバランスの上に成り立っています。京都府では、長い歴史の中で、こうした自然の恵みと生活の営みの深いつながりが醸成され、地域の特性を活かした食文化、行催事等にみられるように、府内各地で個性豊かな地域文化をはぐくんできました。また、第2章でも示した、時代の変化に応じて文化や産業等新たな価値を生み出す強靱さやチャレンジ精神、学術研究機関の集積等を背景としたまちづくりを支える協働の力等、京都府が持つ豊かな「力（ポテンシャル）」を受け継いできています。

京都の伝統・文化・産業や人々の暮らしの礎であり魅力の源泉となってきた豊かな自然資本といった京都ならではの「力（ポテンシャル）」等、京都ではぐくまれてきた「豊かさ」を将来へ引き継いでいくことは私たちの使命です。

一方、地球温暖化に起因する気候変動の進行は、異常気象による自然災害、農林水産業や自然生態系への影響、生命に危険を及ぼす熱中症の増加等、私たちの暮らしに様々な望ましくない影響をもたらしています。また、少子高齢化や本格的な人口減少の進展により、地域コミュニティの弱体化や地域産業力の低下、地域を支える担い手不足が懸念されています。

環境分野においては、第2章で示したとおり、気候変動影響の危機的状況や国内外の情勢を踏まえ、

- ・温室効果ガス排出量実質ゼロ（脱炭素）に向けた温室効果ガスの一層の排出抑制や再生可能エネルギーの最大限の導入等の緩和策の推進、気候変動影響への適応策の充実
- ・健全な資源循環の推進に加え、災害廃棄物処理を含む適正処理体制の確保
- ・人間活動による環境負荷低減の維持や環境リスクの一層の低減
- ・豊かな自然との共生を基本とした自然環境の保全や適正利用等の推進及び生物多様性の保全等、環境への負荷を可能な限り低減し、自然と調和した新たなライフスタイルや社会の仕組みへの転換が重要な課題となっています。

このような難しい課題を解決していくためには、世代、組織、地域等を越えたあらゆる主体が、環境問題を「自分ごと」としてとらえ、力を結集し、府民一人ひとり、あるいは個々の事業者が行動を開始することが必要です。

環境を保全するために必要なことは、経済や社会全体で「がまん」することではなく、環境に優しい消費行動や交通手段の選択が一般化し、個人や企業の環境行動を当たり前のものとすることです。例えば、地域の自然資源を活用して再生可能エネルギーを増産し、それを地域内で消費する「地産地消型」のエネルギーシステムを構築することで、外部への資金流出を防ぎ、地域経済の活性化につなげることができます。太陽光、風力、バイオマス、小水力等の分散型電源の導入は、地域のエネルギー自立を促進するとともに、設備の設置・運用・保守等を通じて新たな雇用を創出し、地域の持続可能な発展に寄与します。

こうした行動や取組は、環境を保全することにとどまらず、府民の健康水準や生活の質を高めるとともに、事業者の企業競争力を高めることにもつながります。さらには、地域における災害への対応力を大幅に高め、より魅力ある安心安全な地域づくりにつながる社会の仕組みを構築し、環境・経済・社会の好循環を生み出していきます。また、このような社会が実現されることにより、府民の「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」を向上させ、さらに環境・経済・社会の好循環を促すことで、持続可能な社会の構築を加速させていきます。

1 京都府では、多くの資金や資源の投入によって形成される首都圏の「豊かさ」とは本質的
2 に異なり、京都の自然、文化、歴史に根ざした京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」
3 や地域資源が存在していることを強みとして捉えています。これらを最大限に活用し、脱炭
4 素の時代を切り拓くイノベーションを創出するとともに、脱炭素への挑戦を通じて、さらに
5 京都の「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、はぐくみ続けていく持続可能な
6 社会の構築を目指します。

7
8 このような考え方にに基づき、京都府では、長期的な視点に立って、21 世紀半ば（令和 32
9 （2050）年頃）の京都府社会が目指す将来像（長期目標）を上記のとおり掲げ、本計画を推進
10 します。

11 京都府のウェルビーイング

12 本計画では、ウェルビーイングを「府民が幸せを実感できる状態」の意味で用いる。具体
13 的には、府民が身体的、精神的、社会的に満たされ、多様な価値観に応じた“幸せ”を実感
14 できる状態を表し、これには、環境保全の取組を通じてその状態を高めていくことも含ま
15 れる。（以下、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」とする。）
16
17
18

第4章 計画の基本となる考え方

第4章では、第3章に掲げる将来像の実現に向けた施策展開の基本となる考え方を示します。

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals の略）のウェディングケーキモデル⁵⁷にも象徴されるように、経済・社会活動は、環境という基盤の上に成立し、環境保全と経済・社会の発展のどちらか一方を追い求めるのではなく、双方の充実や発展を図ることが、社会全体の好循環に繋がります。

京都府では、第3章でも記載したとおり、環境・経済・社会の好循環を生み出し、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」を向上させることで、さらに環境・経済・社会の好循環を促すことで、脱炭素で持続可能な社会を目指していきます。

この目指すべき社会の実現に向けては、以下の3つの視点を根幹として、施策を展開していきます。

○環境価値の創出

～スタートアップ等、将来性のある企業の集積による長期的な経済成長や先進技術の発展による安心・安全で快適な暮らしの実現～

脱炭素テクノロジー分野で世界的な技術や競争力を有する企業が集積していることや、「大学のまち・京都」ならではの「知の集積」を活かし、京都発の将来性のあるスタートアップ企業等の集積や、脱炭素テクノロジーの実装を推進していきます。また、エネルギーの地産地消等の地域における産業振興等を通じ、長期的な視点での経済成長や先進技術の発展を図っていきます。

DX技術の活用や行動科学の知見に基づくナッジ理論⁵⁸の活用により、脱炭素なライフスタイルへの自発的な変革を促し、企業や府民等が苦にならない脱炭素行動変容を推進していきます。

これらの取組により生み出される科学技術・イノベーション等により、安心・安全で快適な暮らしを実現し、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」につながる社会を実現していきます。

○京都ならではの豊かさ

～京都ならではの豊かさ（自然資本、人的資本、歴史・伝統・文化）の活用と保全～

府内のそれぞれの地域では、人口減少、少子高齢化等に起因する課題が顕在化している一方、多様な自然資本、大学生等の多様な人材やコミュニティといった人的資本、これまで京都の長い歴史の中で生き抜いてきた優れた技術等を有する府内企業や地域に根付く歴史・伝統・文化等、京都ならではの豊かさを有しています。

地域の多様性の源泉となるそれぞれの地域が持つ豊かさの維持・質の向上を図るとともに、それぞれの地域間の連携も図りながら、持続可能な形で最大限に活用することで、ネイチャーポジティブ等の環境保全・創造や地域振興の促進等、施策を展開していきます。

さらに、自然資本の充実により良好な環境を創出して持続可能な形で活用する等、京都ならではの豊かさを充実させることで、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」を最大限引き上げ、魅力ある地域づくりを進めていきます。

⁵⁷ SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標を「生物圏」「社会圏」「経済圏」の3層に分類し、それらの相互関係を示した構造モデル。

⁵⁸ 経済的なインセンティブを大きく変えたり、罰則・ルールで行動を強制したりすることなく、行動科学に基づいた小さなきっかけで人々の意思決定に影響を与え、行動変容を促す手法・戦略。

○協働

～府民や企業と府外の関係者一人ひとりの個性を活かし連携し自ら行動していく地域社会の実現～

環境施策の展開に当たっては、行政だけでなく、事業者や民間団体、府民等の社会を構成するあらゆる主体が環境に対する自らの責任を自覚し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、環境負荷を可能な限り低減していくことを目指す必要があります。一方、環境問題に対する課題意識は個人差があるという状況を認識し、それぞれの立場に応じた環境保全を通じてそれぞれの「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」が向上するよう、きめ細やかな支援策等を展開していくことで、自分事として行動していく地域社会の実現を図っていきます。

また、多様な環境問題を解決し、持続可能な社会を構築するには、国や自治体、事業者や地域の団体、NPO、学術研究機関等、多様な主体が連携・協働していくことが不可欠です。「学生のみち・京都」の強みである大学生等の若手や、京都を応援する府外にいる関係者（旅行者や京都府出身者等）等、多様な人材を包摂的に巻き込み、連携・協働の輪を広げ、関係者の「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上を図っていくことで、人口減少・少子高齢化社会に直面する京都府の課題解決もあわせて実現していきます。

本計画に掲げる施策の着実な実施、とりわけ第5章に掲げる分野横断的施策の実施には、「京都府地球温暖化防止活動推進センター」、「京都気候変動適応センター」、「きょうと生物多様性センター」といった各分野の専門的知識を有する団体が連携し、一体となった、中間支援組織として府民や市町村等の活動をサポートする体制づくり、産業部門でオール京都で創設された「一般社団法人京都知恵産業創造の森」等による産学公連携ネットワークづくり等、多様な主体間のパートナーシップの強化が不可欠です。

「京都議定書誕生の地」である京都府で、COP3をきっかけに培われてきたパートナーシップや中間支援組織の存在は「京都の宝」と言えます。これらを未来への財産として引き継いでいくためにも、京都府はコーディネート機能を発揮し、より一層の充実・活性化を図るとともに、それぞれが持つ知見や発信力等を活かしながら、施策を展開していきます。

環境問題は我々一人ひとりが取り組む必要がありますが、多岐にわたる問題に的確に対応していくには、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育てていくことが不可欠です。

このような人材には強い意欲、探究心、コミュニケーション能力、リーダーシップ等の資質が求められることから、専門的・実践的な学習に加え、参加・体験型の学習機会の提供が重要です。

環境教育等促進法では、学校教育における環境教育の充実、環境教育教材の開発等の環境教育等の基盤強化、体験的に学べる機会の促進、多様な主体による協働取組の推進等が求められています。

京都府では、府内の教育機関や環境団体、企業等の多様な主体と連携し、参加・体験型の普及啓発イベントの開催、自然環境の体験・フィールドワーク、子どもを中心とした環境学習等、小学校、中学校、高校、大学といった子どもたちの学びの段階に応じた環境教育の推進により、積極的に人材育成につながる施策を展開していきます。

このような府外関係者も含めた様々な主体による協働により、地域やコミュニティの成長や互いの信頼関係の構築や共通理解といった協働プロセスから生み出される「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上を図っていきます。

第5章 分野横断的施策の展開方向

第5章では、第3章に掲げる京都府の将来像を実現するため、第4章の計画の基本となる考え方を踏まえ、環境分野だけでなく、経済・社会の好循環を実現するため、複数分野の課題を統合的に解決していくこと（マルチベネフィット）を目指し、概ね令和22（2040）年までを目途とした分野横断的な施策の展開方向を提示します。なお、以下の5つの展開方向は、相互に重なり合う部分があり、また、第6章の環境課題の分野ごとの取組とあわせて推進する内容となっています。

1. GXによる地域経済活性化と府民の脱炭素行動促進による府民の生活の質向上の実現

施策の展開方向

グリーントランスフォーメーション（GX）による産業振興を図るとともに、府内企業が連携し脱炭素経営が評価される仕組みづくり、ESG投資の推進による地域経済活性化や府民の脱炭素行動変容を促すことにより、府民の生活の質の向上（これによる、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上）を図りながら環境負荷の低減と経済の好循環を生み出す長期的な視点に立った取組を展開していきます。

(1) 環境配慮型ビジネスへの評価向上とGX⁵⁹による産業振興

環境に配慮した企業経営や環境配慮商品を選択するといった脱炭素行動への誘導策の推進と環境配慮行動が「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」につながる府民意識の醸成を促し、脱炭素関連スタートアップ等、新たな産業による長期的な成長戦略、地域の再生可能エネルギー資源の活用等による新たな価値創出（GX）や伝統産業との融合による府内企業の価値向上を図るとともに、循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換を推進します。

(2) 京都府独自のネットワークを活用した気候変動影響への適応ビジネスやサービス等の創出・促進

中小企業の脱炭素化支援融資で協働している金融機関や、府内に立地が多い大学を加えた産学公金連携により、気候変動に適応するための製品やサービスを展開する適応ビジネスを育成するとともに、府民や企業等による適応に関する取組の促進を図ります。

(3) 企業と連携したSDGs経営・ESG投資の促進

地域にネットワークを有する金融機関と連携し、府内中小企業による環境に配慮した取組やSDGsを取り込んだ経営を支援するとともに、地域の持続可能性の向上や地域循環共生圏の創出に資するESG投資を促し、企業・金融機関等多様な主体が参画して、脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場の創設を図ります。

(4) 農林水産業の推進

気候変動に適応するスマート農林水産業⁶⁰を促進するとともに、化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減や、CO₂・メタン等の温室効果ガス排出量の削減に資する栽培技術の普及、耕畜連携による畜産堆肥と飼料作物等の地域資源の循環利用といった環境保全型農業⁶¹を

⁵⁹ Green Transformation の略語。化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のこと。

⁶⁰ ロボット、AI、IoT等、先端技術を活用する農林水産業のこと。

⁶¹ 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業

1 積極的に推進することにより、里地・里山等、生態系ネットワーク形成を推進します。

2 農業用プラスチック類等、廃棄物の排出を削減する取組を進め、環境保全や生態系との
3 調和等に配慮した環境にやさしい農林水産業を推進します。

4 学校給食での地元食材の活用や「京都府産木材認証制度」の普及拡大に努めることを
5 通じて、地域活性化に繋がる農林水産物や木材等の地産地消を促進します。

6 森林管理に必要となる財源を確保するため、森林由来のJ-クレジット⁶²の活用を促進し、
7 適正に管理された森林の増加を図るとともに、地域振興につながるブルーカーボン⁶³やその
8 他の吸収源に関する取組を推進します。

⁶² 省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジット
として認証する制度であり、2013年度より国内クレジット制度とJ-VER制度を一本化し、経
済産業省・環境省・農林水産省が運営。削減・吸収活動はプロジェクト単位で制度に登録、クレ
ジット認証される。本制度により、中小企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレ
ジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。

⁶³ 沿岸・海洋生態系が光合成によりCO₂を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこ
と。2009年に公表された国連環境計画（UNEP）の報告書「Blue Carbon」において紹介され、吸
収源対策の新しい選択肢として世界的に注目が集まるようになった。ブルーカーボンの主要な吸
収源としては、藻場（海草・海藻）や塩性湿地・干潟、マングローブ林があげられ、これらは
「ブルーカーボン生態系」と呼ばれている。

2. 安心・安全の実感につながる環境と調和のとれた強くしなやかな社会の実現

施策の展開方向

「京都気候変動適応センター」の研究結果等を熱中症対策や様々な分野の事前予測や予防措置に活用するとともに、環境と調和のとれた持続可能なグリーンインフラ等を活用した地域の防災・減災力の強化や、再生可能エネルギー等の自立電源の災害時における地域開放体制の構築等、環境保全と防災機能の向上を同時に図り、府民の安心・安全の実感（これによる「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上）につながる取組を展開していきます。

(1) 京都府の地域特性に応じた気候変動適応策の推進

気候変動影響に係る情報収集及び調査・研究結果を共有することにより、人の命と環境を守るための基盤整備を図り、防災、健康、自然生態系、農林水産業等の各分野の取組に活用します。また、南北に長い京都府の特性（特産物等に加え景観や伝統文化等の非市場価値を含む京都の豊かさ）に配慮した気候変動適応策を推進するとともに、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の整備・運用や熱中症対策の取組等、市町村と連携した気候変動適応策を推進します。

(2) 持続可能なグリーンインフラを活用した安心・安全な地域社会の形成

自然環境が有する多様な生態系サービス（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、土砂流出防止等）を積極的に活用する「グリーンインフラ」の取組を、環境と調和のとれた持続可能なものとして推進し、地域における防災・減災や地域振興、生活環境の質の向上に貢献し、府民が安心・安全を実感できる地域づくりを進めます。

また、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくため、森林の整備・保全に係る取組を推進し、適切に管理され循環利用される森林を拡大します。

(3) 災害に強い自立分散型エネルギーシステムの活用体制の構築

再生可能エネルギー、蓄電池、電気自動車（EV）等の導入を促進するとともに、必要な時に発電・蓄電した電力を府民へ開放する仕組みの構築等に取り組みます。また、水素燃料電池やガスコージェネレーションシステムの導入、需要側も含むエネルギーマネジメントの高度化等を促進し、温室効果ガスの削減と同時に、災害時のエネルギー確保を推進します。

(4) 災害から立ち直る力の強化

市町村の災害廃棄物処理計画の策定・改定を支援するとともに、定期的な訓練・研修等を実施することで、地域における被災対応能力の向上を図り、府民の生活基盤再建につなげます。

3. 京都ならではの豊かな自然資本をはじめとする地域資源を活用した持続可能で魅力ある地域づくりの推進

施策の展開方向

京都ならではの生物多様性保全の活動を通じた地域ネットワークの構築や、豊かな自然資本を守り活かす事業活動の実践によるネイチャーポジティブの実現等、人的資本、社会関係資本、自然資本等（地域資源）を持続可能な形で利用し、活力ある地域づくりに資する取組を展開していきます。

(1) 多様な主体の協働による環境保全活動を通じた地域活性化と「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の同時実現

府民や事業者、府外の関係者（関係人口・交流人口）等、多様な主体の協働による環境保全活動を通じた地域社会の活性化や、京都の伝統・文化・産業や人々の暮らしの礎であり京都の魅力の源泉となってきた豊かな自然環境を享受することによる「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の実現を目指します。

(2) 豊かな自然や資源を育む森の保全と利活用による地域振興

京の都の文化を支えてきた森が育む豊かな自然環境を守り育てることにより、生態系の健全性の回復を図ります。山陰海岸ジオパークや自然公園等をめぐるガイドツアー、トレイル等の取組を通じて、自然豊かな環境を活用した地域振興を推進し、自然豊かな森と親しみ共に暮らす場づくりや、自然体験の充実等による森林の利活用を進めます。また、府民ぐるみで森林を守り育み、健全な状態で次世代に引き継いでいくため、京都モデルフォレスト運動等により、地域の特色を生かしながら里山整備や木材利用等、人と森をつなぐ取組を推進します。

(3) 京都発の技術やイノベーション創出による産業振興と環境に配慮したまちづくりの推進

脱炭素テクノロジー関連スタートアップ企業等の集積や、まちづくりへの技術導入等の促進により、京都発の先進技術やイノベーション創出による産業振興を推進します。また、次世代型の交通・社会インフラ整備を図る等、環境に配慮しながら暮らしの利便性向上や地域の活性化を目指す「スマートシティ⁶⁴」の実現に取り組みます。

(4) 交流人口や関係人口を巻き込んだ魅力的な地域づくりの推進

観光客等の交流人口や府外からの出身者等、京都府ゆかりの人々（関係人口）に、京都ならではの地域資源の魅力を実感させることにより、環境保全活動等の担い手確保を図ります。

⁶⁴ 都市の抱える諸課題に対して、ICT等の技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区のこと。

4 「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」につながる持続可能なライフスタイルへの転換

施策の展開方向

ナッジ理論の活用やインセンティブ付与等、様々な手法を用いて、府民や事業者の、環境保全に対する関心や、属性（年齢や居住地）やその他の特性に合わせて、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」につながるライフスタイルへの転換を促す取組を展開していきます。

(1) 脱炭素行動変容と生活の質の向上

高機能・高効率機器への買換えを促進し、省エネルギーを推進すると同時に、ランニングコストの低減、健康や快適性の向上を図ります。

また、インターネット販売（EC）等の利用拡大による宅配便増加が見込まれるため、オープン型宅配ボックスの効果的な活用、職場における受取等、受取方法の更なる多様化を促進し、物流の2030年問題対策やCO₂排出削減につながる再配達防止の取組を促進します。

公共交通や自転車、徒歩による移動等、移動手段のエコ化に伴うCO₂排出削減量を可視化し、健康増進やポイント受領等といったインセンティブ付与により、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」につながる取組を推進します。

(2) 低炭素で健康かつ快適なやさしい住まいの普及

健康で快適な高い生活の質を実感できるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）⁶⁵やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及や、既存住宅の断熱窓への交換や断熱改修による省エネ化を促進します。

(3) 環境にやさしい消費行動の標準化

府民の脱炭素意識の向上を図ることで、地産地消の促進や食品ロス削減のための行動等、環境にやさしい消費行動が「あたりまえ」になる社会を推進します。エコラベル制度等の周知により、環境行動を促進することで、府民の充実感や幸福感を向上させ、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」をはぐくむことにより、環境への負荷の少ない物品やサービス（環境配慮商品）の利用・購入を促進します。

(4) 行動変容の促進

国のデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の推進やナッジ理論を始めとする行動科学の知見の活用等により、府民の自発的な脱炭素行動変容を促進します。

⁶⁵ Net Zero Energy House の略称で、快適な室内環境を実現しつつ、省エネルギーにより使用するエネルギーを減らし、再生可能エネルギーにより使用するエネルギーを創ることで、建物で消費するエネルギーの収支をゼロにする家をいう。

5 持続可能な社会づくりを支える人づくりと協働の推進

施策の展開方向

地球温暖化防止や生物多様性保全等、地球環境保全につながる活動を行う団体や環境ボランティア、「大学・学生のまち京都」の強みである多くの優秀な研究者や大学生等と連携し、世代や地域等に応じた幅広い環境教育を展開するとともに、京都府が連携の起点となつて市町村の実情に応じた支援や協働の場づくりを進め、「オール京都」体制で環境問題を自分ごととして捉え、京都府の豊かな環境を未来に引き継ぐ取組を展開していきます。

(1) 子どもたちへのきめ細かい環境教育

「京都府地球温暖化防止活動推進センター」、「京都気候変動適応センター」、「きょうと生物多様性センター」や教育機関等と連携した環境学習プログラムを実施します。

子どもたちに体験型の農林水産業も含めた環境学習プログラムを積極的に提供することで、子どもたちが自然や生物多様性を大切にしたいと思う気持ちを育むとともに、地域の自然や風土、歴史、文化への理解を促し、地域への愛着を育んでいきます。

家庭や地域とも連携しながら、子どもたちの年齢、興味のある分野、理解度等の個性に対応する幅広くきめ細やかな環境教育を推進します。

(2) 環境活動を通じた社会関係資本の構築

京都府内の各センターやボランティアとの連携により、府内各地で、気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全をはじめとする今日私たちが直面している環境課題に対し、自発的に取り組める人材を育成するため、体験やコミュニケーションを通じた学びの場を提供していきます。

気候変動等から地域固有の歴史・伝統、祭り等の文化を守る地域ネットワークの維持・活性化を促進します。

大学の出前授業や企業による環境講座等、関係者と連携し、様々なフィールドにおいて環境学習の機会を充実させます。

地域でのごみ拾い活動や希少種の保全活動、京都モデルフォレスト運動等、環境と関わり深い府民活動と体験型環境学習・教育の連携を深め、学習と実践の一体的展開を図り、持続可能な地域づくりを担う人材を育成します。

(3) 地域特性に応じた環境課題解決に向けた市町村支援と連携・協働の促進

地球温暖化対策をはじめ、生物多様性保全や資源循環、気候変動への適応等、幅広い環境課題に対応するため、市町村の意見を踏まえ実情に応じた支援や連携強化を図り、それぞれの地域特性に応じた施策展開を進めていきます。

さらに、互いに課題を共有し協働して解決に取り組む「協働の場」を創設することにより、市町村との連携にとどまらず、市町村間のネットワークの拡充や、府民・企業・団体等の多様な主体との相互連携を強化することで、実効性の高い取組を推進します。

(4) 地域づくりのリーダー・中間支援組織等を中心とし「大学・学生のまち京都」を活かした協働取組の推進

京都府地球温暖化防止活動推進員や京都再エネコンシェルジュ等、地域で活動する専門的人材の成り手の裾野を広げるため、京都を支える力である大学生をはじめとする若者を環境リーダーとして養成し、働く場の創出を含めその活動を支援します。

「京都府地球温暖化防止活動推進センター」、「京都気候変動適応センター」、「きょうと生物多様性センター」、「一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター」との連携を強化するとともに、「一般社団法人京都知恵産業創造の森」、「京と地球の共生府民会議」等とのネットワークを活かし、幅広い環境保全活動や人づくりを推進します。

- 1 大学生等の若者の参画をはじめ多様な主体が連携・協働する機会の充実を図るととも
- 2 に、連携・協働して行う環境保全活動等の促進を図ります。
- 3

第6章 環境課題の分野ごとの重点取組の推進

第6章では、第5章の分野横断的施策の展開方向を踏まえて取り組む、あるいはそれらを支える基本となる環境施策について、令和22（2040）年までを目途とした展開方向を分野ごとに提示しています。そのため、第5章と内容が重なり合う施策もあります。

環境行政は、公害対策に端を発し、廃棄物対策、生物多様性対策、気候変動対策等へと広がり、各分野で個別計画等を策定し対策を進めてきました。今後も、第4章の考え方を基本としながら、第3章で掲げた京都府の将来像の実現を目指して、新たな課題への対応を強化するとともに、各取組を揺るぎなく着実に推進していきます。

1 脱炭素社会と持続可能な経済成長の同時実現に向けた取組の加速化

施策の展開方向

2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、徹底した省エネの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入等、脱炭素化を進めるとともに、持続可能な経済成長の同時実現を目指します。

(1) 徹底した省エネの推進

- 家庭や業務部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、エネルギー使用効率が低い家電や業務用機器等の高効率機器への更新を促進するとともに、建築物の脱炭素化に向け、既存住宅の断熱化や、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）やネット・ゼロ・エネルギー・ホーム（ZEH）の普及促進等、創エネ・省エネ・蓄エネを総合的に推進します。
- 産業部門においては、AI・IoTやロボット技術等も活用し、生産性及びエネルギー効率を向上させるとともに、脱炭素テクノロジー関連スタートアップ企業等の集積や、まちづくりへの技術導入等の促進を図ります。また、事業者の競争力強化・地域産業振興に資する脱炭素経営・GX経営を促進します。
- 中小事業者に対する技術面の助言や省エネ機器等への設備投資等の支援、大規模事業者に対する温室効果ガス排出量削減計画書制度の充実を図るとともに、サプライチェーン全体での排出量削減に向けた取組を促進します。
- 環境保全や生態系との調和に配慮した農林水産業を推進するとともに、農林水産物や木材等の地産地消を促進します。
- 運輸部門においては、府民の脱炭素行動変容を促進するため、公共交通や自転車、徒歩による移動を促進し、自動車利用からの交通手段の転換（モーダルシフト）を図ります。あわせて、サイクルシェア、カーシェアリング等移動手段の共有（ムーブシェア）やエコドライブ（環境にやさしい運転）の取組を推進します。
- 電気自動車（EV）等の次世代自動車については、戸建てだけでなく、マンション等、集合住宅での急速充電器等の充電インフラの整備を促進するとともに、CO₂排出削減効果とあわせて停電発生時の非常用電源としての有用性の周知を行うことを通じて、一層の普及拡大を推進します。
- オープン型宅配ボックスの効果的な活用や職場における受取等、宅配便の受取方法の多様化による再配達削減や、AI・IoT等の先端技術の活用、共同輸配送・物流車両等へのEV導入の促進によって、物流システムの効率化を推進します。
- AI技術の活用によるエネルギー需給の最適化や効果的・効率的な省エネサービスの導入促進に加え、新たな技術による環境にやさしい商品開発や販路開拓等により、CO₂排出量を削減するとともに、地域経済の活性化を促進します。
- 「京都府地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、あらゆる主体、世代を巻き込んだ府民の脱炭素行動変容を促進します。

- 1 ・ 府庁自らが、公共施設等への再生可能エネルギー・省エネ設備・EVの導入や環境に配
2 慮した電力調達、府有施設のZEB等に率先して取り組むことより、CO₂削減を推進しま
3 す。

4 (2) 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組

- 5 ・ PPAモデル等の初期投資ゼロモデルによる建築物等における省エネと一体となった自
6 家消費型の再生可能エネルギーの導入支援、風力・バイオマス・小水力等の多様な再生可
7 能エネルギーの導入支援に加え、地域振興や地域のレジリエンス向上に資する取組により、
8 地域共生・環境調和とエネルギーの地産地消を図りながら府内への再生可能エネルギーの
9 最大限の導入を目指します。
- 10 ・ 府内企業をはじめとした需要家や小売電気事業者向けに、サプライチェーン全体での再
11 生可能エネルギーの調達を促進する取組を推進し、再生可能エネルギーの電力・熱の利用
12 促進を図ります。
- 13 ・ 既存の再生可能エネルギーの電源設備を長期安定的に活用することができるよう、太陽
14 光パネルの長寿命化や資源循環、太陽光発電設備の保守点検等を推進します。
- 15 ・ 次世代型太陽電池等の普及促進により、再生可能エネルギー関連産業の基盤構築等を推
16 進し、経済と環境の好循環を図ります。
- 17 ・ 水素エネルギーは、再生可能エネルギーの主力電源化を支えるエネルギー貯蔵能力だけ
18 でなく、物流の高度化や防災・減災力強化等の効果も期待されるため、水素社会の実現に
19 向け、水素の安全性や利便性等に対する府民の正しい理解の醸成や府内の水素需要の拡大
20 に資する検討を行います。

22 (3) フロン⁶⁶対策の推進

- 23 ・ 業務や家庭で使用されるフロン使用機器からの漏洩防止措置の徹底や機器廃棄時におけ
24 るフロン回収率の向上、ノンフロン型機器の利用の促進等、フロンのライフサイクル全体
25 にわたる排出抑制に向けた取組を進めます。

27 (4) 温室効果ガス吸収源対策・施策

- 28 ・ 森林によるCO₂吸収を促進するため、森林施業にICT化等の先端技術を活用すること
29 等により、適切に管理され、循環利用される森林の拡大を図ります。
- 30 ・ 京都モデルフォレスト運動等の企業や府民、NPO等が協働した取組により、森林の保
31 全・整備や木材利用等の取組を推進します。
- 32 ・ 森林管理に必要な財源を確保するため、森林由来のJ-クレジットの活用を促進し、
33 適正に管理された森林の増加を図ります。
- 34 ・ 地域振興につながるブルーカーボンやその他の吸収源に関する取組を推進します。

⁶⁶ フルオロカーボン（炭素とフッ素の化合物）のこと。主にエアコンや冷凍機等のヒートポンプ機器の冷媒に使われる物質。オゾン層破壊物質であるクロロフルオロカーボン（CFC）やハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）からオゾン層を破壊しない代替フロン（ハイドロフルオロカーボン（HFC））への転換が進められたが、代替フロンには二酸化炭素の数十倍から1万倍超の温室効果があり、地球温暖化の要因として問題となっている。

2 循環型社会を目指した循環経済への移行の促進

施策の展開方向

環境負荷のより少ない物品・サービスの選択が当たり前になるとともに、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の3 R・資源循環がより進む循環経済（サーキュラー・エコノミー）が構築され、廃棄物が限りなく削減された循環型社会の実現を促進します。

(1) 3 R・資源循環の促進

- ・ シェアリング・エコノミー等、循環型社会の形成に資するビジネスの育成を支援します。
- ・ 国際競争力や経済安全保障の強化にも資する、循環資源の再使用・再生利用を拡大する取組を推進します。
- ・ 産業廃棄物の排出事業者や処理業者等に対する財政支援、技術支援、人材育成等を通じ、AI・IoTを活用した技術の開発、実用化、普及を促進し、産業廃棄物の効率的な2 Rを推進します。
- ・ 産業界、廃棄物処理業界、研究機関、京都府、京都市の連携による産業廃棄物3 Rのワンストップサービス拠点である「一般社団法人京都府産業廃棄物3 R支援センター」において、最新の資源循環・適正処理情報の集約化機能を強化するとともに、これまで育んできた関係者間の連携を基盤に構築した産業廃棄物対策のプラットフォームを活用する等、新しい施策の展開を図ります。

(2) 消費者の意識啓発

- ・ 市町村や関連団体と連携し、「もったいない」の精神や環境にやさしい消費行動の理念の普及を図り、環境価値の高い商品の優先購入等の取組を進めます。
- ・ 府民の脱炭素行動変容を促進し、環境価値の高い商品の購入や選択が「あたりまえ」になる社会に向けた取組を進めます。
- ・ 環境への負荷の少ない物品やサービス（環境配慮商品）の普及を図るため、京都府としてグリーン調達を一層推進するとともに、環境配慮企業からの物品等優先調達により、企業等の環境保全活動を促進します。

(3) プラスチックごみの削減

- ・ 市町村によるプラスチックの一括回収の実施や府民の行動変容を促す先進的なビジネスモデルの導入支援等、市町村と連携して、プラスチックごみの削減を推進します。
- ・ 代替プラスチック製品の開発・販売促進等に取り組む事業者を支援します。
- ・ 大規模排出事業所から排出される廃プラスチック類やその焼却処理による温室効果ガスを削減するための取組等を推進します。

(4) 食品ロスの発生抑制

- ・ 消費者の環境にやさしい消費行動に向けた啓発や事業者の食品ロス発生抑制の取組への支援等、サプライチェーン全体の食品ロス削減に向けた意識を醸成し発生抑制を促進します。また、家庭で使いきれず余った食品等を集め、こども食堂等、必要とする方へ寄付する取組であるフードドライブの拡大等、地域のあたたかい活動にもつながる未利用食品の有効活用の取組を促進します。

(5) 環境保全型農業の推進

- ・ 化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減や、CO₂・メタン等の温室効果ガス排出量の削減に資する栽培技術の普及、耕畜連携による畜産堆肥と飼料作物等の地域資源の循環利用等の推進を図ることにより、環境保全型農業を積極的に推進します。
- ・ 農業用プラスチック類等、廃棄物の排出を削減する取組を進めます。

1
2 **(6) 流域一帯で取り組む海岸漂着物対策**

- 3 ・ 市町、漁業者等と連携して海岸漂着物等の回収・処理を実施します。
- 4 ・ スポーツの要素を盛り込み、楽しみながら海岸漂着物等を回収するスポGOMI⁶⁷の実施
- 5 等、多くの方に参加いただき、プラスチックごみ問題への意識を醸成する取組を実施しま
- 6 す。
- 7 ・ 内陸域を含めた市町村、企業等と連携し、流域が一帯となった発生抑制の取組を実施す
- 8 る等、海岸漂着物対策を一層推進します。
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36
- 37
- 38
- 39
- 40
- 41

⁶⁷ 企業や団体が取り組む従来型のごみ拾いに、スポーツのエッセンスを加え、今までの社会奉仕活動を「競技」へと変換させた日本発祥の全く新しいスポーツ。

3 安心・安全な暮らしを支える生活環境の保全と向上

施策の展開方向

環境基準の達成に向けて人間活動による環境負荷の低減を進めるとともに、環境モニタリングの実施と情報発信及び新たな環境リスクに備える体制の強化と気候変動による影響や災害に備えた環境対策を推進することにより、快適な環境を維持し、安心・安全な暮らしを支えます。

(1) 府民の安心・安全を支える環境モニタリングの実施と情報発信

- ・ 大気や水質等の環境モニタリングを適切に実施し、その結果を府民に対し分かりやすく効果的に情報発信するとともに、モニタリング技術の向上を見据えた調査研究や機器整備等、新たなリスクの発生に備える体制を強化することで、府民の安心・安全を支えます。
- ・ P F A Sを始めとする未規制の物質についても、環境モニタリングを適切に実施し、府民に対しその結果や最新の健康影響等に係る科学的知見等を分かりやすく情報発信します。

(2) 環境影響評価制度の総合的な取組の展開

- ・ 政策・計画等を策定する段階から環境配慮の組み込みを図るとともに、環境影響評価制度によって、事業における適正な環境配慮を確保することにより、健全で恵み豊かな環境の保全を図ります。また、環境影響評価の実施後においても、事後調査報告書により点検を行います。さらに、より適正な環境配慮を確保するための制度の在り方に係る国の検討を踏まえ、必要な対応を進めます。

(3) 環境リスクの高い有害化学物質等による環境影響の防止

- ・ 環境中への有害化学物質（ダイオキシン類、重金属等）の排出削減や解体工事に伴うアスベストの飛散防止のため、関係機関と連携し、工場・事業所・建物解体現場に対し計画的に立入検査等を実施する等、環境リスクの高い有害化学物質等の適正管理を推進します。

(4) 京都府の地域特性に応じた気候変動適応策の推進

- ・ 気候変動の影響は多岐にわたり、かつ、地域の自然状況や社会特性によって異なることから、京都府各地域の特性に応じた適応策の展開が必要です。時間的・空間的な広がりや考慮し、既に起こり始めている気温上昇や大雨の頻度の増加等に対応するとともに、将来起こりうるリスク等について、幅広い主体への影響を想定した適応策を推進します。
- ・ 京都市や総合地球環境学研究所と連携して設置した「地域気候変動適応センター」により、気候変動影響に係る情報収集及び調査・研究により科学的知見の集積を図り、防災、健康、自然生態系、農林水産業等の各分野の取組に活用します。
- ・ 産学公連携により、気候変動に適応するための製品やサービスを展開する適応ビジネス・産学イノベーション創出を支援します。

(5) 災害時に地域で電力供給できる再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 停電時にも自立的な電力供給が可能となるよう、住宅や事業所における太陽光発電設備や蓄電池等を組み合わせた自家消費型システム等の導入を支援します。
- ・ 災害時等の非常時に、再エネ設備等の電気を「地域活用電源」として活用する取組を通じて、地域に密着した長期安定的な再生可能エネルギー事業の運営を支援します。
- ・ 再生可能エネルギーを地域で効率的に活用するため、次世代エネルギー⁶⁸も活用したエネルギーマネジメントの高度化を目指します。

⁶⁸ 水素、アンモニア、合成メタン等の合成燃料等、幅広い分野での活用が期待される、2050年カーボンニュートラル実現に向けた鍵となるエネルギーのこと。

1 **(6) 災害時の廃棄物処理体制の強化**

- 2 ・ 災害廃棄物の収集・処理を適正かつ迅速に実施するため、市町村の災害廃棄物処理計画
3 策定・改定を支援するとともに、近隣府県との連携・協力、継続的な訓練や研修の実施等
4 により広域的・技術的な体制の確立を図り、平時から災害時までの廃棄物処理システムの
5 強化を推進します。

7 **(7) 不法投棄等の監視指導の強化等による未然防止**

- 8 ・ 廃棄物の不法投棄や土砂等による不適正な土地の埋立て等を撲滅するため、産業廃棄物
9 不法投棄等監視指導員（警察官ＯＢ）による休日も含めた監視指導体制の強化やドローン
10 等デジタル機器の導入等により、早期発見・未然防止に努めるとともに、広域的な不法投
11 棄に対応するため、関係府県とのネットワークを構築します。

4 自然と生活・文化が共生する地域社会の継承

施策の展開方向

従来の生態系維持・回復対策に加え、多様な主体が積極的に関わる共生型の生物多様性の保全と利活用を進めることにより、ネイチャーポジティブの実現を目指し、生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして将来に引き継いでいきます。

(1) 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全

- ・ 企業や保全団体、地域等、多様な主体の連携と協力を促しながら、「30by30 目標」の達成に向けた地域生物多様性増進活動の拡大を図る取組等を通じて、森里川海における生物の生息・生育空間のつながりや配置を確保しつつ、それぞれのエリアにおいては、原生的な生息環境の保全とともに、二次的自然の適切な維持管理を進めます。

(2) 人の積極的な関与による里地・里山の再生

- ・ 里山林や耕作放棄地の再生、自然体験・利活用、野生鳥獣の個体数管理等を通じて、里地域に積極的に関与していくことで、いにしえより受け継がれてきた京都の伝統文化や暮らしをはじめとした自然利用の文化の再興や、人と野生鳥獣が適切なすみ分けにより共存できる環境の実現を目指すとともに、農山漁村の再生、魅力的な地域づくりにもつなげていきます。
- ・ 集落機能の低下に伴い、深刻化する有害鳥獣による被害を低減するため、ICT技術を活用した効率的な捕獲や生息域把握等、総合的な対策を講じることにより、野生鳥獣の適切な個体数管理につなげます。
- ・ 府民ぐるみで森林を守り育み、健全な状態で次世代に引き継いでいくため、京都モデルフォレスト運動等により、地域の特色を生かしながら里山整備や木材利用等、人と森をつなぐ取組を推進します。

(3) 豊かな農林水産資源の保全・利活用

- ・ 地域資源を活用した農山漁村体験、農家民宿・農家レストラン・農泊の拡大、「食」を目的とした観光誘客等を通じて、体験型の学習や観光、都市と農村との交流を促進し、地域の魅力向上や活性化を推進します。
- ・ 適切に管理され循環利用される森林を拡大するとともに、府内で発生する未利用材を木質バイオマス利用施設の燃料として活用を促進することや、「京都府産木材認証制度」の普及拡大に努めることを通じて、木材の地産地消を推進します。
- ・ 閉鎖性水域の環境を保全するとともに、生物多様性・生物生産性が確保された「豊かな京都の里海」を実現し、水産業等の産業振興や地域活性化につなげます。

(4) 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

- ・ 「きょうと生物多様性センター」と連携しながら、府内の生物多様性に関する情報を正確かつ継続的に把握し、データベース化するとともに、収集された知見を基に様々な主体の連携・協力関係を構築し、生物多様性の効果的な保全と利活用等を推進します。
- ・ 幅広い府民が身近な自然とふれあい、生物多様性を実感できるよう、保全団体や京都府立植物園をはじめとする関連施設と連携しながら、自然体験活動や環境学習を充実するとともに、地域の生物多様性情報や資料の保全を推進し、社会の生物多様性の保全に対する機運の醸成を図ります。
- ・ 大学・学生のまち京都の強みを生かし、大学生に対する意識の普及と活動への参画を促すための取組を推進するとともに、次代を担う人材の活動の場を創出します。

1 (5) 外来生物による生態系等への影響に対する早期対策

- 2 ・ 侵略性が高く、特に生態系への影響や人の生命・身体、農林水産業への被害が著しい外
3 来生物について、積極的なモニタリングや防除により侵入、定着、拡大を防ぎ、在来の生
4 態系への影響の抑止、暮らしの安全の確保、農林水産業や文化財への被害の軽減を図りま
5 す。
6 ・ 地域の魅力ある自然や生物多様性を守るため、市町村や地域住民等と連携・協力しなが
7 ら、外来生物の普及啓発や防除講習会等を実施します。
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47

第7章 計画の推進

1 計画の効果的实施

- 本計画に基づく施策の実施に当たっては、計画の進捗状況の点検・評価を行い、国内外の社会経済情勢の変化や施策の検討・進捗状況に適切に対応できるよう、新たな科学的知見及びAI・IoT等の新たな技術やそれらを活用したサービス等も柔軟に取り入れるとともに、本計画に記載した施策の展開の方向に基づき、機動的に個別条例や個別計画を策定・改定する等、必要に応じて改善を図り、弾力的に対応していくこととします。

2 計画の進捗状況の点検等

- この計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価に当たっては、それぞれの分野の個別計画等において、施策・取組の達成状況を示す指標を設けるとともに、可能な限り数値目標を掲げ、定期的に進捗状況を点検します。

また、その点検結果や各施策の実施状況、府民の意識調査等も参照しながら、課題等を整理して総合的に評価を行い、その評価の結果については京都府環境審議会で検証します。このような徹底したPDCAサイクルにより、進捗管理を行います。

- また、点検・評価の実施結果等については、環境白書やホームページ等を通じて広く公表します。

3 計画の見直し

- この計画では、様々な環境課題に対する施策展開の指針として、令和32(2050)年頃の京都府の将来像を掲げるとともに、本計画の基本となる考え方に基づき、令和22(2040)年までを目途とした分野横断的施策の展開方向及び環境課題の分野ごとの重点取組を示しました。

- 本計画は、令和22(2040)年のあるべき姿を見据えつつ、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととします。

なお、新たな環境問題の発生や科学的知見の変化等、社会経済情勢が変化し、本計画の基本となる部分に大きな変更が生じた場合は、的確かつ柔軟に対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

1 参考 個別計画等の代表的な指標例

指標名称	単位	基準値	目標数値	目標設定の考え方
温室効果ガス排出量削減率	%	平成 25 (2013) 年度比 46%以上 ^{※1} (2030 年度) 60% ^{※1} (2035 年度) 73% ^{※1} (2040 年度) ^{※1} 概要案の目標数値		京都府地球温暖化対策推進計画 ^{※2} で目標設定予定 ^{※2} 2026 年度からの計画について見直し中
府内総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合	%	20.7 (2023 年度)	36~38 ^{※3} (2030 年度) 40~50 ^{※3} (2040 年度) ^{※3} 概要案の目標数値	再生可能エネルギーの導入等促進プラン (第 3 期 ^{※4}) で目標設定予定 ^{※4} 2026 年度からの計画について見直し中
1 人 1 日当たり一般廃棄物排出量	g/ 人・ 日	836 (2019 年度)	760 ^{※5} (2030 年度) ^{※5} 現行計画の数値。 令和 8 (2026) 年度改定予定	京都府循環型社会形成計画 (第 3 期) で目標設定 (2030 年度に 760g/人・日とする)
産業廃棄物最終処分量	万 t	10.7 (2019 年度)	7.0 ^{※6} (2030 年度) ^{※6} 現行計画の数値。 令和 8 (2026) 年度改定予定	京都府循環型社会形成計画 (第 3 期) で目標設定 (2030 年度に 7.0 万 t とする)
二酸化窒素 (NO ₂) の環境基準達成率	%	100 (2019 年度)	100 (2030 年度)	国告示 (昭和 53 年環境庁告示第 38 号) に基づき目標設定
微小粒子状物質 (PM2.5) の環境基準達成率	%	100 (2019 年度)	100 (2030 年度)	国告示 (平成 21 年環境省告示第 33 号) に基づき目標設定
条例 ^{※7} に基づく生息地等保全地区の指定数	地区	1 (2017 年)	5 (2022 年)	京都府生物多様性地域戦略で目標設定
京都府レッドデータブック掲載種の絶滅の危険度のランクを下げた種数	種	7 (2022 年度)	15 (2027 年度)	京都府生物多様性地域戦略で目標設定

^{※7} 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例

2 参考 京都府民の意識調査 令和 6 (2024) 年度調査 (6 月実施)

3 京都府が実施する継続的な意識調査であり、下表は環境関連の主な項目を抜粋しています。

質問項目	令和 6 年度
歴史、伝統、文化等の地域資源を活用した持続可能で 活力ある地域づくりが進んでいると思う人の割合	36%
節電や公共交通機関の優先利用、環境負荷の少ない商品の優先購入といったエコな暮らし方を実践している人の割合	64%
省エネの取組や太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入が暮らしやすさに繋がると思う人の割合	67%

4 府内在住の 5,000 人 (満 18 歳以上) を住民基本台帳から無作為抽出し、郵送及び web で回答をいただき (有効回収率 46.3%)、「そう思う」「どちらかということそう思う」等京都府が目指す社会の姿に近い回答をした人の割合を算出しています。

京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正（骨子案）について

令和 7 年 9 月
総合政策環境部

1 趣旨

国の地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画の改定（2025（R7）. 2. 18 閣議決定）等を踏まえ、京都府地球温暖化対策条例等の所要の改正を行う。

2 対象条例

①京都府地球温暖化対策条例（温対条例）	H18. 4 施行 R 2. 12 改正	温室効果ガス削減目標（2013 年度比） 2050 年度 実質ゼロ 2030 年度 ▲40%以上
②京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（再エネ条例）	H27. 7 施行 R 2. 12 改正	2025 年度末に一部時限措置（再エネ導入計画認定制度）の期限が到来

3 温対条例及び再エネ条例の改正の概要

(1) 温室効果ガス排出量の新たな削減目標（温対条例）

2030 年度▲40%以上  2030 年度▲46%以上
2035 年度▲60%
2040 年度▲73%

(2) 主な事項

【温対条例】

- 脱炭素意識の向上や行動変容を促すため、脱炭素に関心を持っていただくきっかけとなる府民によるエネルギー使用量の把握と把握に資する府の支援

【再エネ条例】

- 再エネ導入計画認定制度（中小企業等による再エネ導入等の計画認定及び税制優遇）が令和 7（2025）年度末で失効することから、失効期限を 5 年延長

4 スケジュール

	温対条例・再エネ条例	温対計画※	再エネプラン （報告案件）
R 7 年 6 月議会	概要報告		
9 月議会	骨子案報告 （パブコメ・答申）	概要報告	概要報告
12 月議会	条例案上程	中間案報告 （パブコメ・答申）	中間案報告 （パブコメ）
R 8 年 2 月議会		計画案上程	計画案報告

※京都府地球温暖化対策推進計画（R3. 3 策定、R5. 3 改定）

温室効果ガス排出量の新たな削減目標案（条例と同様）

2030 年度▲46%以上  2030 年度▲46%以上
2035 年度▲60%
2040 年度▲73%

京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正（骨子案）について

1 改正の趣旨

- 令和 6（2024）年は観測史上最も暑い年となり、世界の平均気温が工業化前と比べて約 1.55℃上昇と、単年ではあるが初めて 1.5℃を超えたことが報告されました。特に、日本の年平均気温の上昇は世界平均よりも速く進行しており、真夏日や猛暑日、熱帯夜等の日数が増加していることが指摘されているほか、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害や品質低下など、様々な地域、分野への気候変動の影響が既に発生しているところです。
- 脱炭素社会の実現に向けて、平成 28（2016）年にはパリ協定^{※1}が発効し、令和 2（2020）年に始動しました。また、気候変動に関する政府間パネル（I P C C）が平成 30（2018）年 10 月に発表した 1.5℃特別報告書では、世界の平均気温の上昇を 1.5℃に抑えるためには、令和 32（2050）年頃には世界全体の二酸化炭素排出量を実質ゼロ^{※2}にする必要があるとしています。
- 京都府でも、令和 2（2020）年 2 月に、「令和 32（2050）年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを宣言し、その実現に向けて、これまでの取組の進捗を踏まえつつ、令和 2（2020）年 12 月に京都府地球温暖化対策条例（平成 17 年京都府条例第 51 号）の各種取組の強化を行ったところです。
- この間、国においても令和 7（2025）年 2 月に、平成 25（2013）年度比で、令和 12（2030）年度までに 46%削減、令和 17（2035）年度までに 60%削減、令和 22（2040）年度までに 73%削減、令和 32（2050）年度までにネット・ゼロを目標とする地球温暖化対策計画の改定や第 7 次エネルギー基本計画の策定がされたこと等を踏まえ、京都府においても、脱炭素社会の実現に向け、府域における排出量削減、再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいくため、京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（平成 27 年京都府条例第 42 号）について所要の改正を行います。

※1 パリ協定では、世界の平均気温上昇を工業化以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求すること等を世界共通の長期目標としており、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成できるよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って早期の削減を目指すこととされている。

※2 二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することをいう。

2 改正内容

(1) 京都府地球温暖化対策条例

① 新たな温室効果ガス削減目標の設定

現行の京都府温暖化対策推進計画の目標に合わせ、令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量の削減目標を平成 25（2013）年度比 46%以上削減へ変更するとともに、新たな目標として、令和 17（2035）年度、令和 22（2040）年度において、温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比でそれぞれ 60%、73%削減することを規定することとします。

※ 条例上の温室効果ガス排出量削減目標は令和 12（2030）年度 40%以上（平成 25（2013）年度比）

② 新たな温室効果ガス削減目標の達成に向けた施策

新たな温室効果ガス削減目標の達成に向けては、府が省エネ推進や再エネ導入等に繋がる取組を一層推進するとともに、気候変動問題の重要性や脱炭素行動による経済的メリット、快適性等を発信し、府民一人ひとりの脱炭素意識の向上や行動変容を促す必要があります。

そのため、より多くの府民に脱炭素に関心を持っていただくきっかけとなるエネルギー使用量の把握に係る努力義務を新たに規定し、把握を契機として、意識向上や行動変容に繋がる府民運動を推進するとともに、府民のエネルギー使用量の把握に資する府による啓発、情報の提供及びその他の施策の推進について規定することとします。

(2) 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例

自立型再生可能エネルギー導入等計画認定制度の延長

本計画認定制度[※]は、令和 7（2025）年度末をもって失効することとしていますが、引き続き中小企業等による再エネ設備及び効率的利用設備の導入を促すため、失効期限を 5 年、延長することとします。

※ 中小企業等による自家消費を目的とする再エネ設備等の導入計画を認定する制度。計画に基づく再エネ設備等の導入に対しては、税制優遇（事業税の減免）措置があります。

3 改正時期

令和 7 年 12 月京都府議会定例会 改正案提出（予定）

4 施行時期

令和 8 年 4 月施行（予定）

京都府地球温暖化対策推進計画の改定について

令和 7 年 9 月
総合政策環境部

1 趣旨

令和 7 年度末に、現行の京都府地球温暖化対策推進計画（以下「計画」という。）策定（2021(R3).3）から 5 年を経過し、見直しの時期を迎えることから、国の地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画の改定（2025(R7).2.18 閣議決定）等を踏まえ、計画改定に向け検討中。

2 改定の概要

(1) 計画期間の延長

2030（R12）年度 → 2040（R22）年度

(2) 温室効果ガス排出量の新たな削減目標

2030 年度▲46%以上 → 2030 年度▲46%以上
2035 年度▲60%
2040 年度▲73%

(3) 検討中の主な事項

①緩和策

- ・府民によるエネルギー使用量把握等をきっかけに脱炭素行動変容を図る府民運動「(仮称)WE DO KYOTO! Plus」を推進
- ・スタートアップ企業や金融機関等の多様な主体が参画し、脱炭素ビジネス創出やGX投資促進等を牽引する「(仮称)京都ゼロカーボン推進コンソーシアム」の創設
- ・カーボンフットプリント（製品の排出量表示）の普及に向け、モデル作成や優良事例の発信、専門家派遣等による支援
- ・民間事業者と連携した公共施設や集合住宅等への電気自動車充電器設置促進

②適応策

- ・市町村が行うクーリングシェルターの設置支援など、関係機関等と連携した熱中症対策の強化

③横断的取組

- ・府が連携の起点となり、連携の取組の強化や人材育成支援、市町村間のネットワークを広げることで、市町村をはじめとする住民・企業・団体の積極的な取組を後押し
- ・中間支援組織である京都府地球温暖化防止活動推進センターを中心とした体制による、コーディネーターの役割や普及啓発活動等を強化

3 今後のスケジュール

	温対条例・再エネ条例	温対計画	再エネプラン (報告案件)
R 7 年 9 月議会	骨子案報告 (パブコメ・答申)	概要報告	概要報告
12 月議会	条例案上程	中間案報告 (パブコメ・答申)	中間案報告 (パブコメ)
R 8 年 2 月議会		計画案上程	計画案報告

京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第3期） の策定について

令和7年9月
総合政策環境部

1 趣旨

令和7年度末で、現行の京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（以下「プラン」という。）の計画期間満了を迎えることから、国の地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画の改定（2025(R7).2.18閣議決定）等を踏まえ、新たなプラン策定に向け検討中。

2 策定の概要

(1) 計画期間

2026（R8）年度～2040（R22）年度

(2) 新たな目標

温室効果ガス排出量の削減を図るため2040年度の再エネ導入量等目標を追加

府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合：25%以上	2030年度	+	2040年度
府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合：36～38%			<u>28～33%</u>
			<u>40～50%</u>

(3) 取組の方向性

これまでの地域共生・地域活性化に資する再エネ導入や企業等への再エネ導入・利用を促す仕組みづくりといった視点に加え、

- ・導入適地を活用したPPAマッチング
- ・再エネ電力調達支援、卒FIT・非FIT電源を活用した地産地消の推進
- ・地域のレジリエンス向上に資する再エネ導入支援
- ・次世代型太陽電池の早期普及・普及拡大
- ・中間支援体制の強化

という新たな視点を含めた具体的な施策を推進

3 今後のスケジュール

	温対条例・再エネ条例	温対計画	再エネプラン (報告案件)
R7年9月議会	骨子案報告 (パブコメ・答申)	概要報告	概要報告
12月議会	条例案上程	中間案報告 (パブコメ・答申)	中間案報告 (パブコメ)
R8年2月議会		計画案上程	計画案報告